

第1章 総 則

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号、以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、県下における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、洪水等による水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的として、奈良県管下各河川に対する水防上必要な監視、予報、警戒、通信、連絡、輸送及び水門の操作、水防のための水防団体並びに消防機関の活動、水防管理団体相互間における協力及び応援並びに水防に必要な器具資材及び設備と運用について実施の大綱を示したものである。

第2章 用語の定義

主な水防用語の定義は次のとおりである。

（1）奈良県水防本部（以下、県水防本部という。）

奈良県における水防を総括するために設置されているものをいう。事務局は奈良県県土マネジメント部河川整備課内に置く。

（2）水防管理団体

水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水害予防組合をいう（法第2条第2項）。

（3）指定水防管理団体

水防管理団体のうち、水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう（指定水防管理団体一覧表参照。法第4条）。

（4）水防管理者

水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう（法第2条第3項）。

（5）消防機関

消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう（法第2条第4項）。

（6）消防機関の長

消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう（法第2条第5項）。

(7) 水防団

法第6条に規定する水防団をいう。

(8) 量水標管理者

量水標、験潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう（法第2条第7項、法第10条第3項）。

都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、都道府県の水防計画で定めるところにより、水位を通報及び公表しなければならない（法第12条）。

(9) 水防協力団体

水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとして水防管理者が指定した団体をいう（法第36条第1項）。

(10) 洪水予報河川

流域面積が大きい河川であつて、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるとして国土交通大臣又は都道府県知事が指定した河川（洪水予報河川）について、国土交通大臣又は都道府県知事が気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して行う洪水の予報等をいう（法第10条第2項、法第11条第1項、気象業務法（昭和27年法律第165号）第14条の2第2項及び第3項）。

(11) 水防警報

洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるとして国土交通大臣又は都道府県知事が指定した河川等（水防警報河川等）について、国土交通大臣又は都道府県の知事が、洪水等によって災害が起こるおそれがあると認められるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第2条第8項、法第16条）。

(12) 水位周知河川

洪水予報河川以外の河川で、国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川をいう（法第13条）。

国土交通大臣又は都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う。

(13) 水位到達情報

水位到達情報とは、水位周知河川において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、氾濫注意水位（警戒水位）への到達情報、氾濫発生情報のことをいう。

(14) 水防団待機水位（通報水位）

量水標の設置されている地点ごとに都道府県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（法第 12 条第 1 項に規定される通報水位）をいう。

水防管理者又は量水標管理者は洪水等のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。

(15) 氾濫注意水位（警戒水位）

水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水等による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位（法第 12 条第 2 項に規定される警戒水位）をいう。水防団の出動の目安となる水位である。

量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。

(16) 避難判断水位

市町村長の高齢者等避難発令の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。

(17) 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市町村長の避難指示の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第 13 条第 1 項及び第 2 項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。

(18) 重要水防箇所

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

(19) 洪水浸水想定区域

洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は都道府県知事が指定した区域をいう（法第 14 条）。

(20) 浸水被害軽減地区

洪水浸水想定区域内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地（その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。）の区域であって浸水の拡大を抑制する効用があると認められる区域として水防管理者が指定した区域をいう（第 15 条の 6）。

第3章 水防の責任

水防に係る各主体について、水防法に規定されている責任及び義務は次の通りである。

1. 県の責任

県内における水防管理団体が行う水防が十分行われるように確保すべき責任を有する（法第3条の6）。具体的には、主に次のような事務を行う。

- ② 指定水防管理団体の指定（法第4条）
- ② 水防計画の作成及び要旨の公表（法第7条第1項及び第7項）
- ③ 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2）
- ④ 都道府県水防協議会の設置（法第8条第1項）
- ⑤ 気象予報及び警報、洪水予報の通知（法第10条第3項）
- ⑥ 洪水予報の発表及び通知（法第11条第1項、気象業務法第14条の2第3項）
- ⑦ 量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第12条）
- ⑧ 水位情報の通知及び周知（法第13条）
- ⑨ 洪水予報又は水位情報の通知の関係市町村長への通知（法第13条の4）
- ⑩ 浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条）
- ⑪ 都道府県大規模氾濫減災対策協議会の設置（法第15条の10）
- ⑫ 水防管理者に対する浸水被害軽減地区の指定及び市町村長に対する水害リスク情報の把握に関する情報提供及び助言（法第15条の12）
- ⑬ 水防警報の発表及び通知（法第16条第1項、第3項及び第4項）
- ⑭ 水防信号の指定（法第20条）
- ⑮ 避難のための立退きの指示（法第29条）
- ⑯ 緊急時の水防管理者、水防団長又は消防機関の長への指示（法第30条）
- ⑰ 水防団員の定員の基準の設定（法第35条）
- ⑱ 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
- ⑲ 水防管理団体に対する水防に関する勧告及び助言（法第48条）

2. 水防管理団体の責任

管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する（法第3条）。具体的には、主に次のような事務を行う。

- ① 水防団の設置（法第5条）
- ② 水防団員等の公務災害補償（法第6条の2）
- ③ 平常時における河川等の巡視（法第9条）
- ④ 水位の通報（法第12条第1項）
- ⑤ 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（法第15条）
- ⑥ 避難確保計画又は浸水防止計画を作成していない地下街等の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（法第15条の2）
- ⑦ 避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表。要配慮者利用施設の所有者又は管理者より報告を受けた避難確保計画及び避難訓練の結果についての助言・勧告（15条の3）
- ⑧ 浸水被害軽減地区の指定・公示及び通知、標識の設置、土地の形状変更の届出を受理した際の通知・届出者への助言又は勧告（法第15条の6、法第15条の7、法第15条の8）
- ⑨ 予想される水災の危険の周知（法第15条の11）
- ⑩ 水防団及び消防機関の出動準備又は出動（法第17条）
- ⑪ 緊急通行により損失を受けた者への損失の補償（法第19条第2項）
- ⑫ 警戒区域の設定（法第21条）
- ⑬ 警察官の援助の要求（法第22条）
- ⑭ 他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請（法第23条）
- ⑮ 堤防決壊等の通報、決壊後の措置（法第25条、法第26条）
- ⑯ 公用負担により損失を受けた者への損失の補償（法第28条第3項）
- ⑰ 避難のための立退きの指示（法第29条）
- ⑱ 水防訓練の実施（法第32条の2）
- ⑲ （指定水防管理団体）水防計画の作成及び要旨の公表（法第33条第1項及び第3項）
- ⑳ （指定水防管理団体）水防協議会の設置（法第34条）
- ㉑ 水防協力団体の指定・公示（法第36条）
- ㉒ 水防協力団体に対する監督等（法第39条）
- ㉓ 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
- ㉔ 水防従事者に対する災害補償（法第45条）
- ㉕ 消防事務との調整（法第50条）

3. 国土交通省の責任

- ① 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第 22 条の 2）
- ② 洪水予報の発表及び通知（法第 10 条第 2 項、気象業務法第 14 条の 2 第 2 項）
- ③ 量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第 12 条）
- ④ 洪水予報又は水位情報の通知の関係市町村長への通知（法第 13 条の 4）
- ⑤ 水位情報の通知及び周知（法第 13 条第 1 項）
- ⑥ 洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第 14 条）
- ⑦ 大規模氾濫減災協議会の設置（法第 15 条の 9）
- ⑧ 水防管理者に対する浸水被害軽減地区の指定及び市町村長に対する水害リスク情報の把握に関する情報提供及び助言（法第 15 条の 12）
- ⑨ 水防警報の発表及び通知（法第 16 条第 1 項及び第 2 項）
- ⑩ 重要河川における都道府県知事等に対する指示（法第 31 条）
- ⑪ 特定緊急水防活動（法第 32 条）
- ⑫ 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第 40 条）
- ⑬ 都道府県等に対する水防に関する勧告及び助言（法第 48 条）

4. 気象庁の責任

- ① 気象予報及び警報の発表及び通知（法第 10 条第 1 項、気象業務法第 14 条の 2 第 1 項）
- ② 洪水予報の発表及び通知（法第 10 条第 2 項、法第 11 条第 1 項並びに気象業務法第 14 条の 2 第 2 項及び第 3 項）

5. 居住者の義務

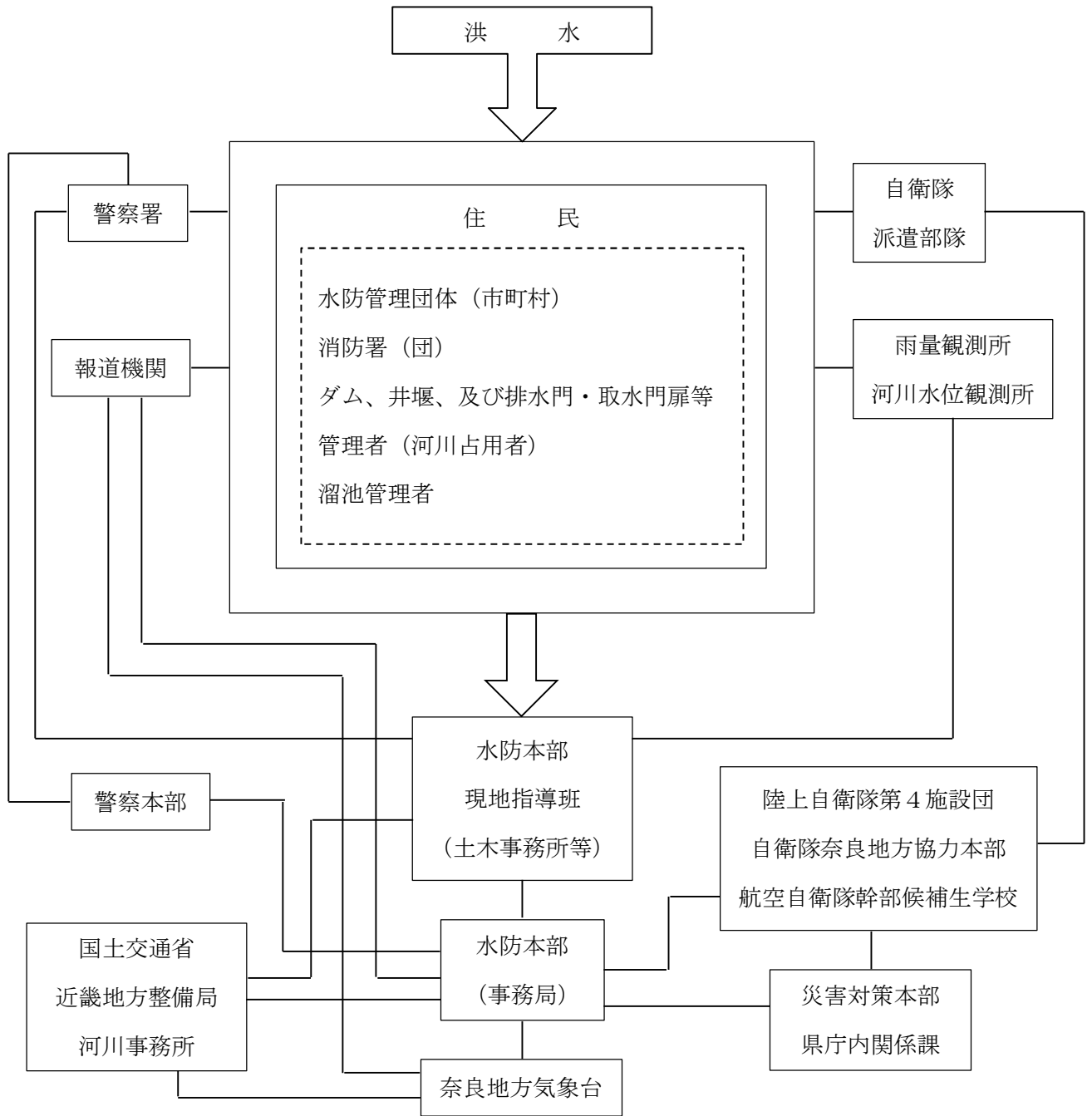
- ① 水防への従事（法第 24 条）
- ② 水防通信への協力（法第 27 条）

第 4 章 水防活動に従事する者の安全確保

洪水等において、水防団・消防団等自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。
避難誘導や水防作業の際も、水防団員・消防団員等自身の安全は確保しなければならない。

第5章 水防体制

1. 県の水防体制

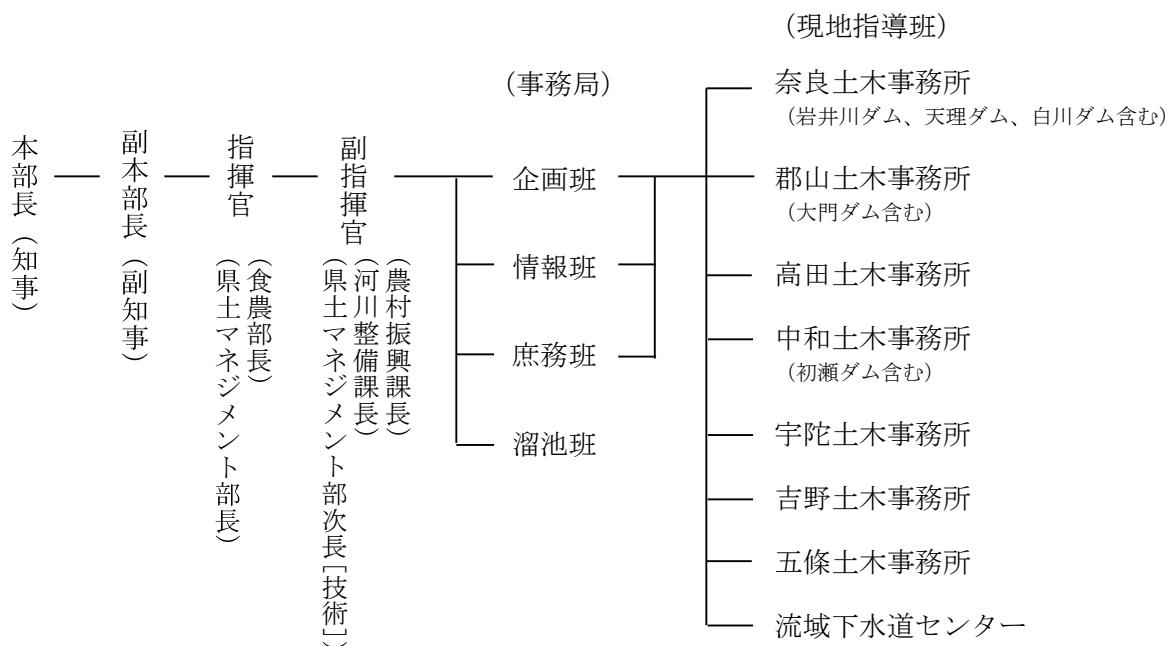


2. 県の水防機構

(1) 奈良県水防本部

水防法第10条の規定による気象等の状況の通知を受けたとき及びその状況から洪水等による被害が予想されるとき、県は洪水等による危険が解消するまで水防本部を設置し次の機構により事務を処理する。但し奈良県災害対策本部が設置された場合は、同本部に包括される。

ア 奈良県水防本部組織図



- 指揮官付 (県土マネジメント部次長[総務課長事務取扱])
 (県土マネジメント部次長[砂防・災害対策課長事務取扱])
 (道路建設課長) (道路マネジメント課長)
 (下水道マネジメント課長)
 (まちづくり推進課長) (住宅課長)
 (建築安全課長) (食農部総務課長)

イ 事務分担

- 企 画 班 — 水防活動の総合調整、緊急対策、技術指導、水防警報及び指令に関すること。
- 情 報 班 — 情報の交換、情報の記録及び整理、発表、被害状況調査に関すること。
- 庶 務 班 — 水防要員の召集、資材の調達及び救援に関すること。
- 現地指導班 — 管轄区域の水防管理団体等関係機関(者)との情報連絡、水防警報の発表そ
 (土木事務所等) の他現地における水防事務並びに現地指導に関すること。
- 溜 池 班 — 溜池に関すること。
 (食農部総務課・農村振興課)

ウ 現地指導班の担当区域等

事 務 所	
奈良土木事務所	奈良市 天理市 山辺郡内各河川、岩井川ダム背水区域及び下流への放流連絡、天理ダム背水区域及び下流への放流連絡、白川ダム背水区域及び下流への放流連絡
郡山土木事務所	大和郡山市 生駒市 生駒郡内各河川、大門ダム背水区域及び下流への放流連絡
高田土木事務所	大和高田市 御所市 香芝市 葛城市 北葛城郡内各河川
中和土木事務所	桜井市 橿原市 磯城郡 高市郡内各河川、初瀬ダム背水区域及び下流への放流連絡
宇陀土木事務所	宇陀市 宇陀郡曾爾村 御杖村 吉野郡東吉野村内各河川
吉野土木事務所	吉野郡吉野町 大淀町 下市町 黒滝村 天川村 川上村 下北山村 上北山村内各河川
五條土木事務所	五條市 吉野郡野迫川村 十津川村内各河川
流域下水道センター	流入ゲート、排水門・取水門、排水路、管渠等各浄化センター（浄化センター・第二浄化センター・宇陀川浄化センター・吉野川浄化センター）等の水防対処に関する連絡調整、技術指導等

(2) 奈良県災害対策本部

奈良県内において相当規模の災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、地域防災計画に基づいて設置される機構である。知事を本部長とし、奈良県・奈良県教育委員会及び奈良県警察本部を統轄する構成であり、その所掌事務としては水防、災害救助、災害警備、その他の災害応急対策活動が包括される。

3. 水防管理団体（市町村）の機構

各水防管理団体の組織は、それぞれの計画に定めるものとする。

4. 重要水防箇所

重要水防箇所とは、洪水が地形条件により公益に及ぼす影響の大きい箇所のことであるが、その概要は次のとおりである。

(1) 国土交通省管理河川

国土交通省管理河川における重要水防箇所は、p100「重要水防箇所評定基準（案）」に基づいて次のとおり区分されている。

- A. 水防上最も重要な区間
- B. 水防上重要な区間

(2) 県管理河川

県管理河川における重要水防箇所の設定基準は、p114「危険度判定基準表」に基づいて次のとおり区分されている。

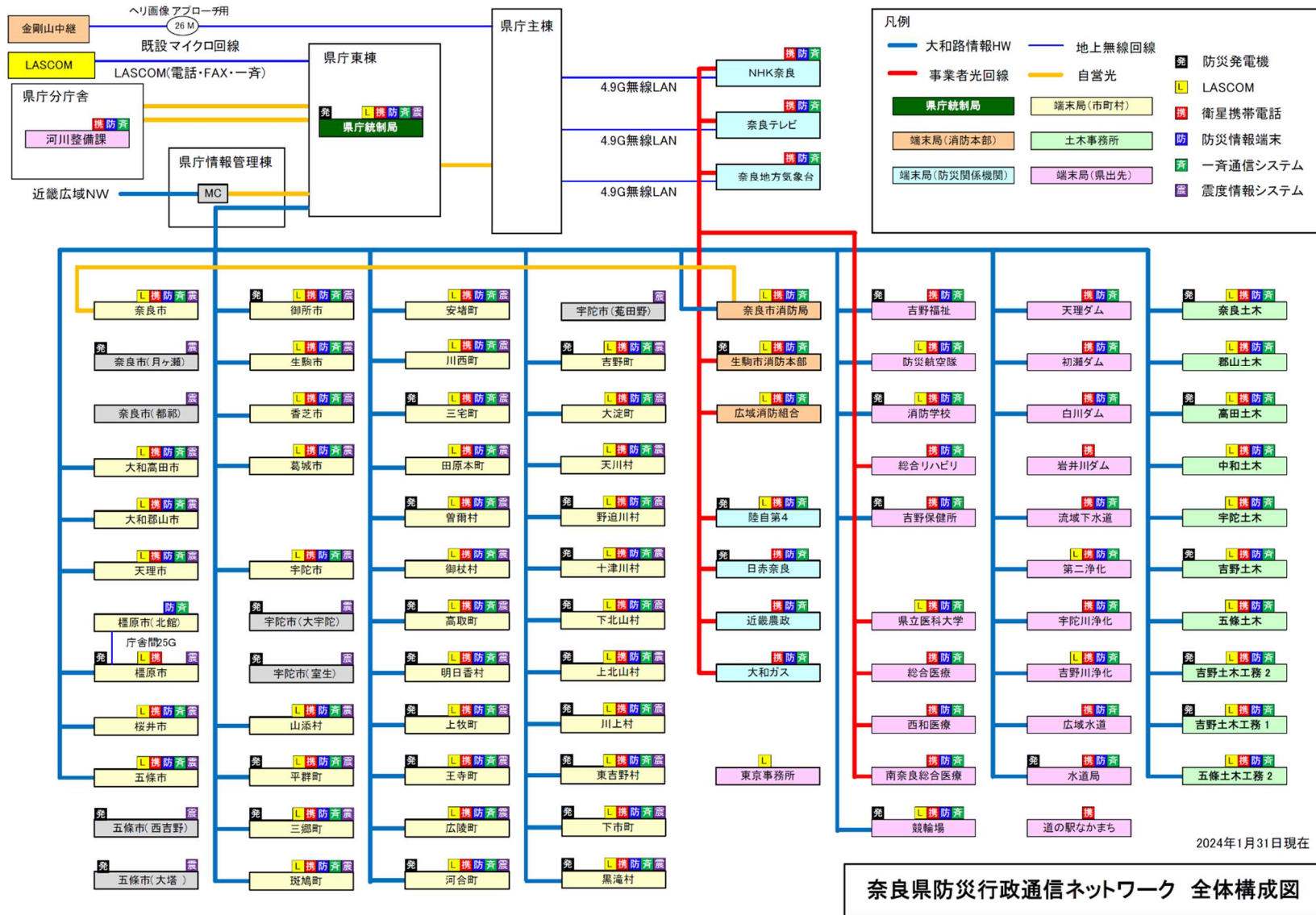
- ・特に重要な水防箇所
- ・重要水防箇所

5. 水防情報連絡系統

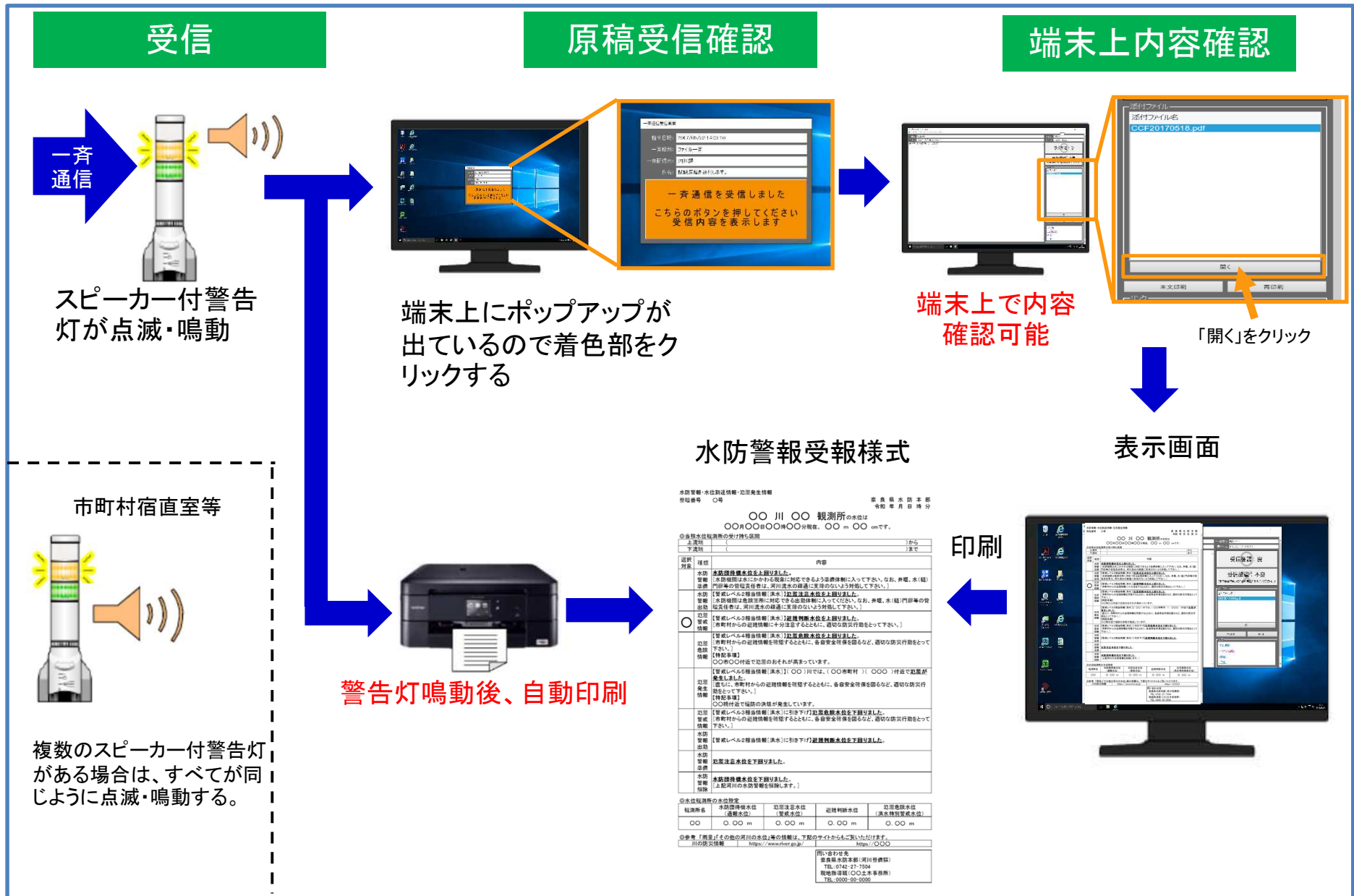
それぞれの機関（者）は、水防にかかわる情報を迅速かつ正確に伝達しなければならない。

(1) 奈良県防災行政通信ネットワークシステム

回線系統図



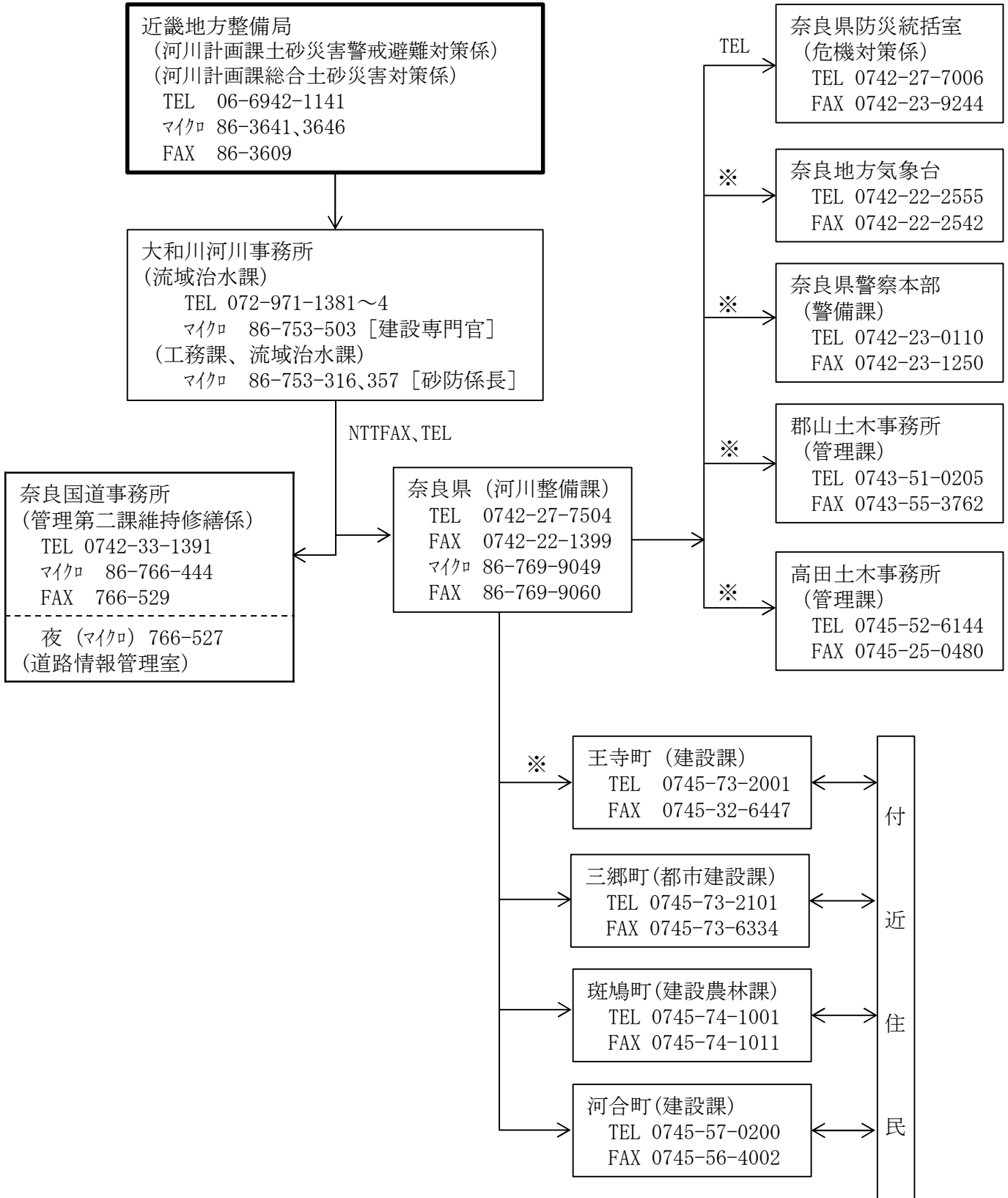
奈良県防災行政通信ネットワーク 一斉通信システム受信の流れ



(2) 特定施設連絡系統

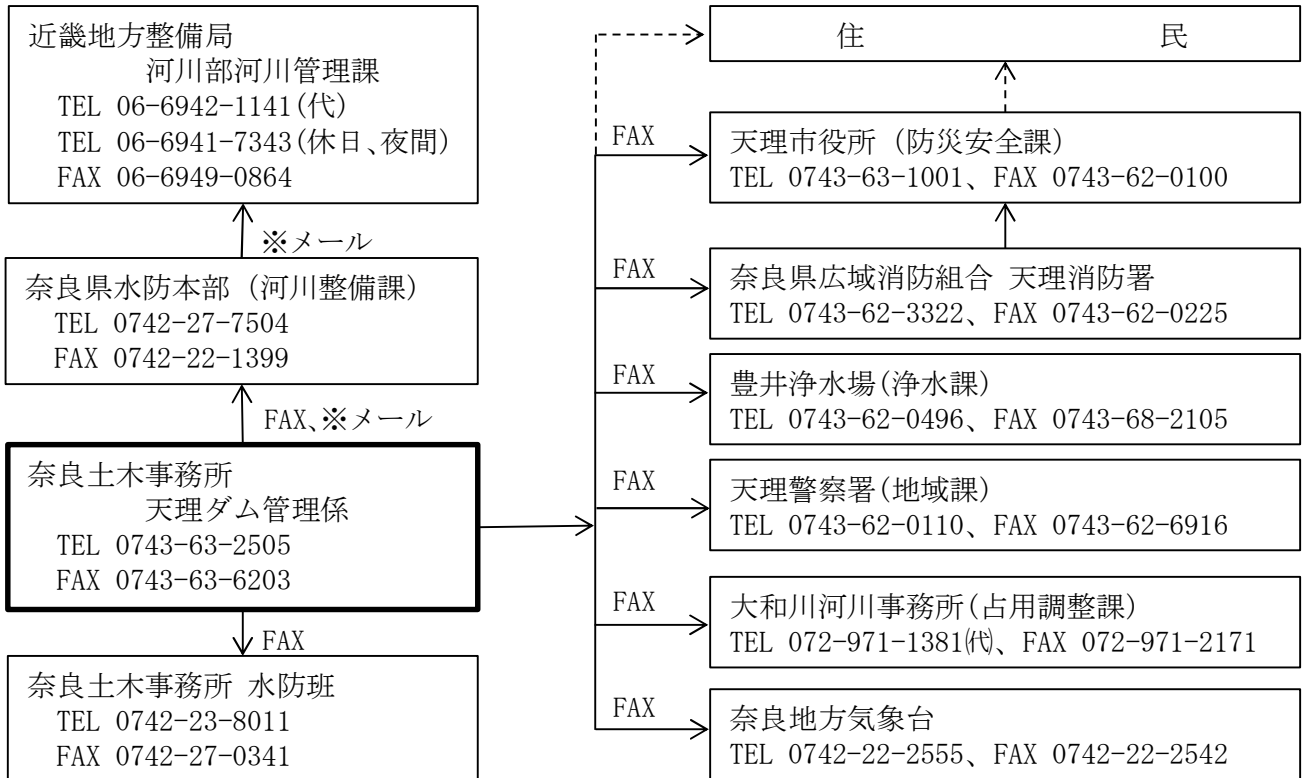
ア 亀の瀬地すべり地区関係

※一斉通信システム

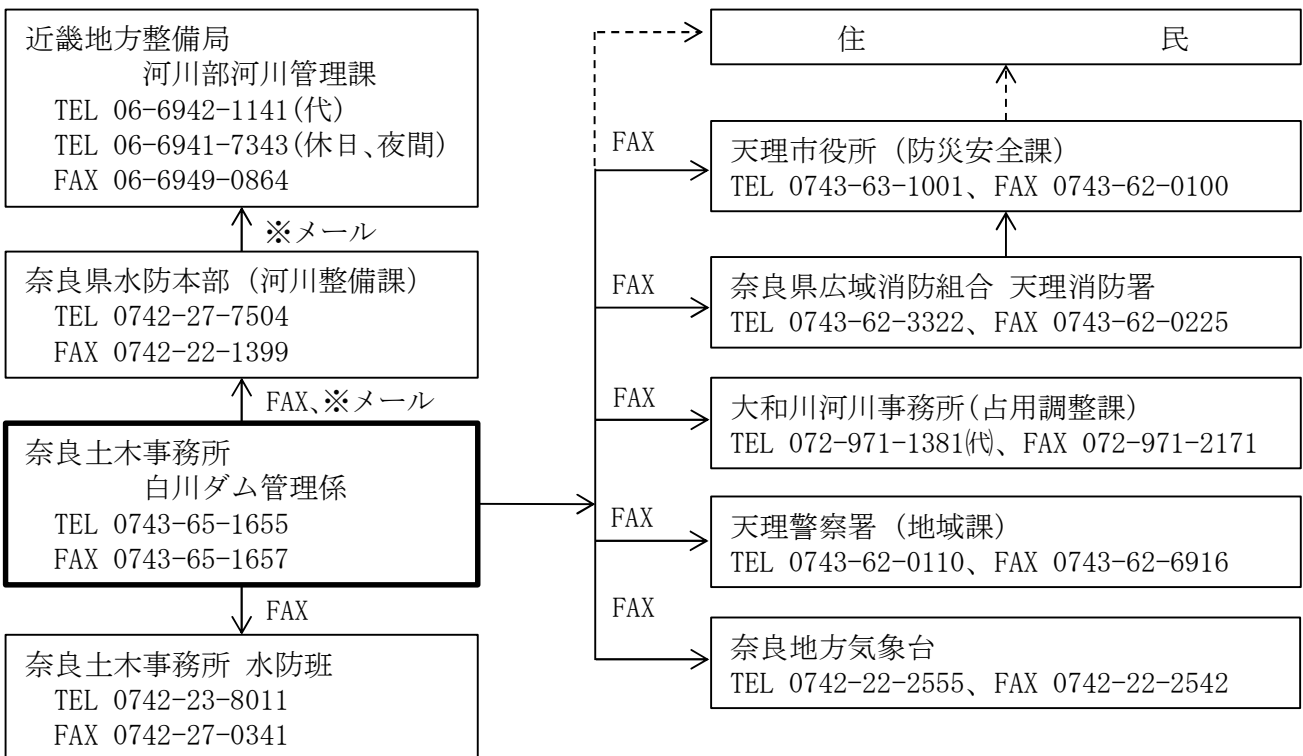


イ 奈良県関係ダム放流連絡系統

①天理ダム放流連絡系統（奈良県）



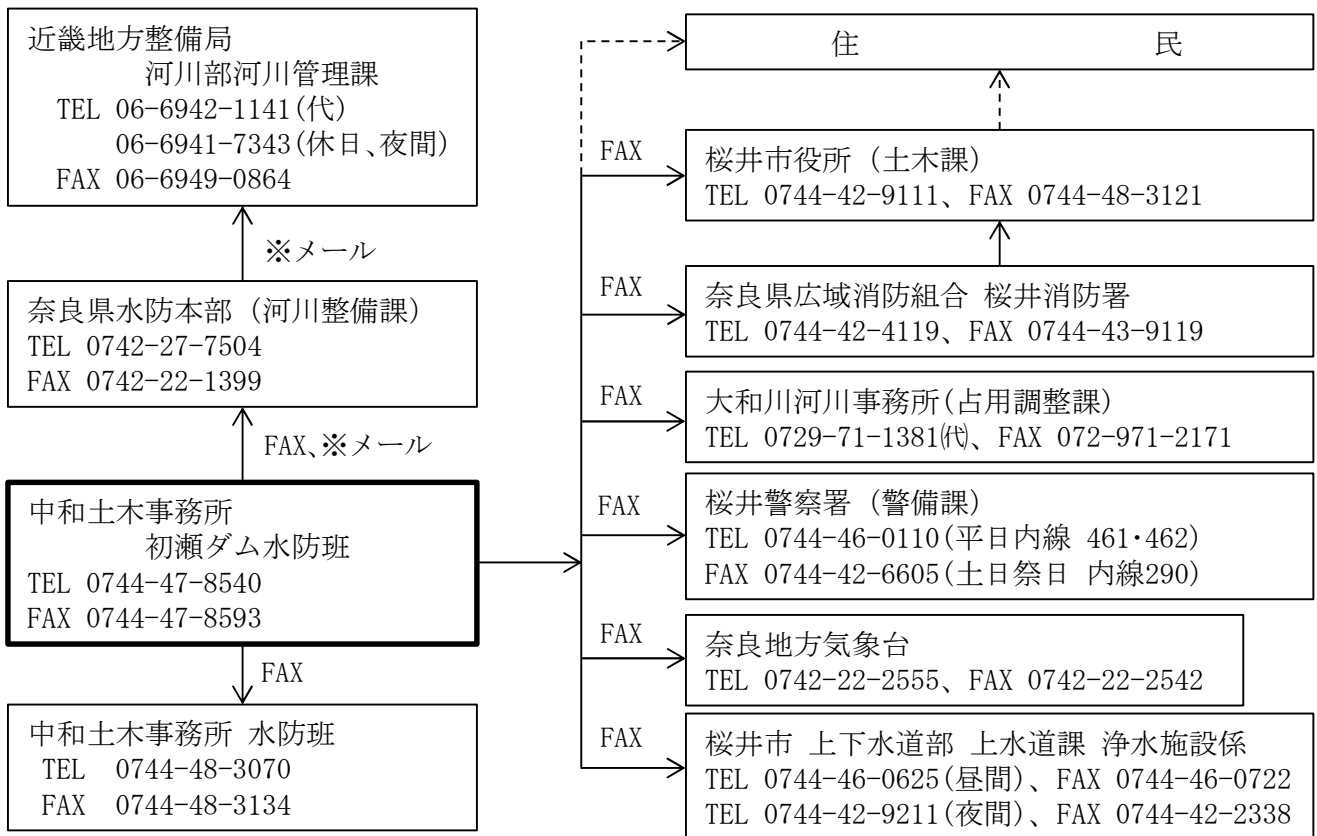
②白川ダム放流連絡系統（奈良県）



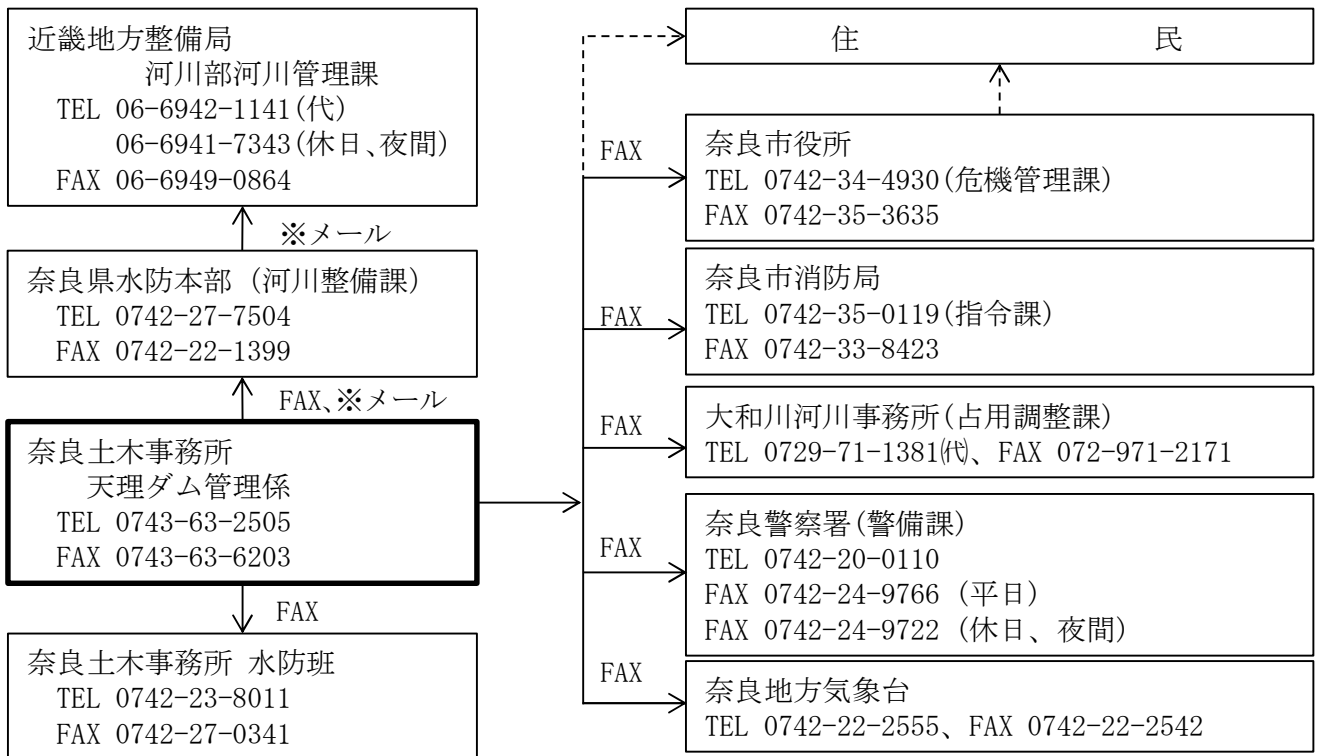
----> は同報放送・サイレンその他による補助連絡系統

※ 洪水調節連絡方法 [白川ダムにかかる事務は、天理ダムで行われる]

③初瀬ダム放流連絡系統



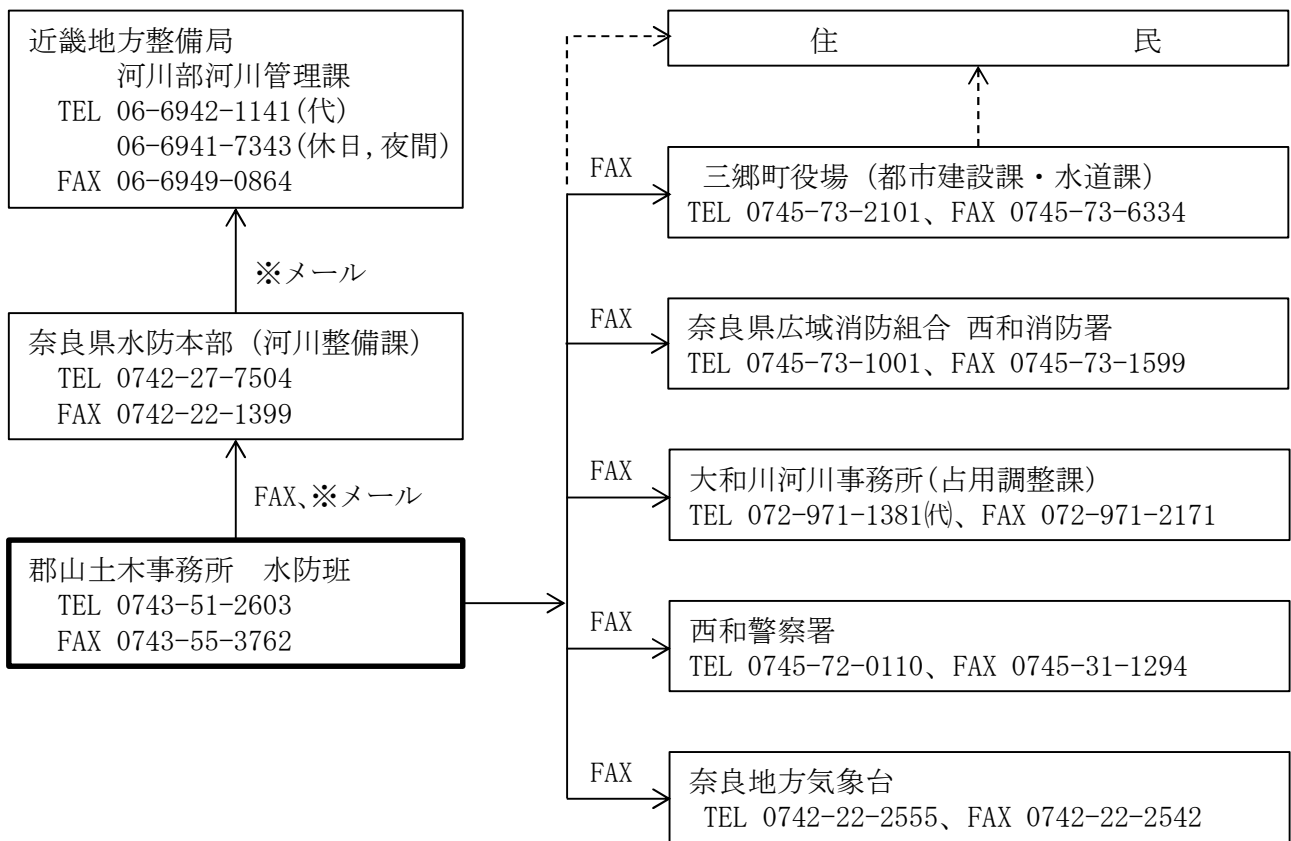
④岩井川ダム放流連絡系統



-----> は同報放送・サイレンその他による補助連絡系統

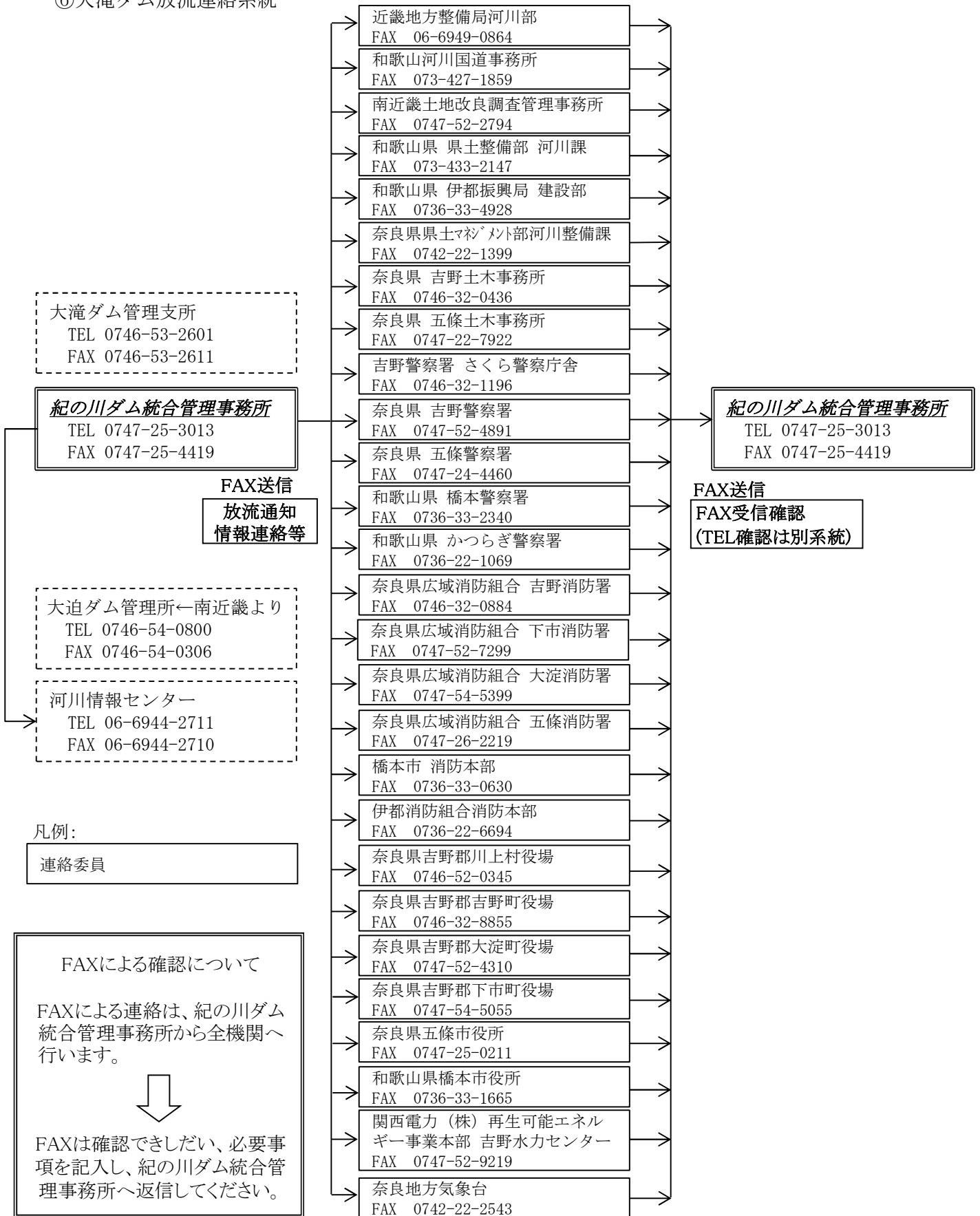
※ 洪水調節連絡方法 [岩井川ダムにかかる事務は、天理ダムで行われる]

⑤大門ダム放流連絡系統

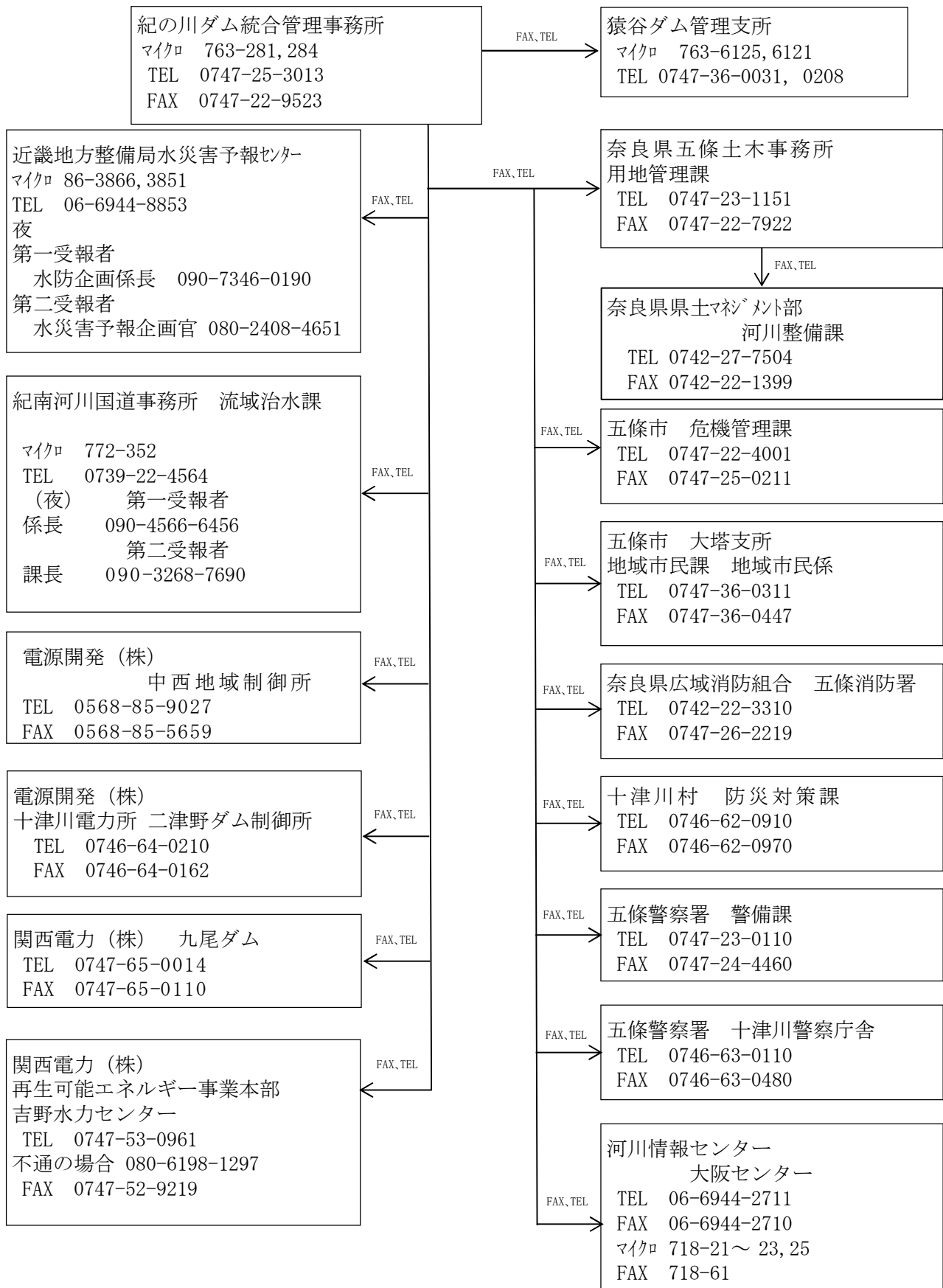


-----> は同報放送・サイレンその他による補助連絡系統
 ※ 洪水調節連絡方法

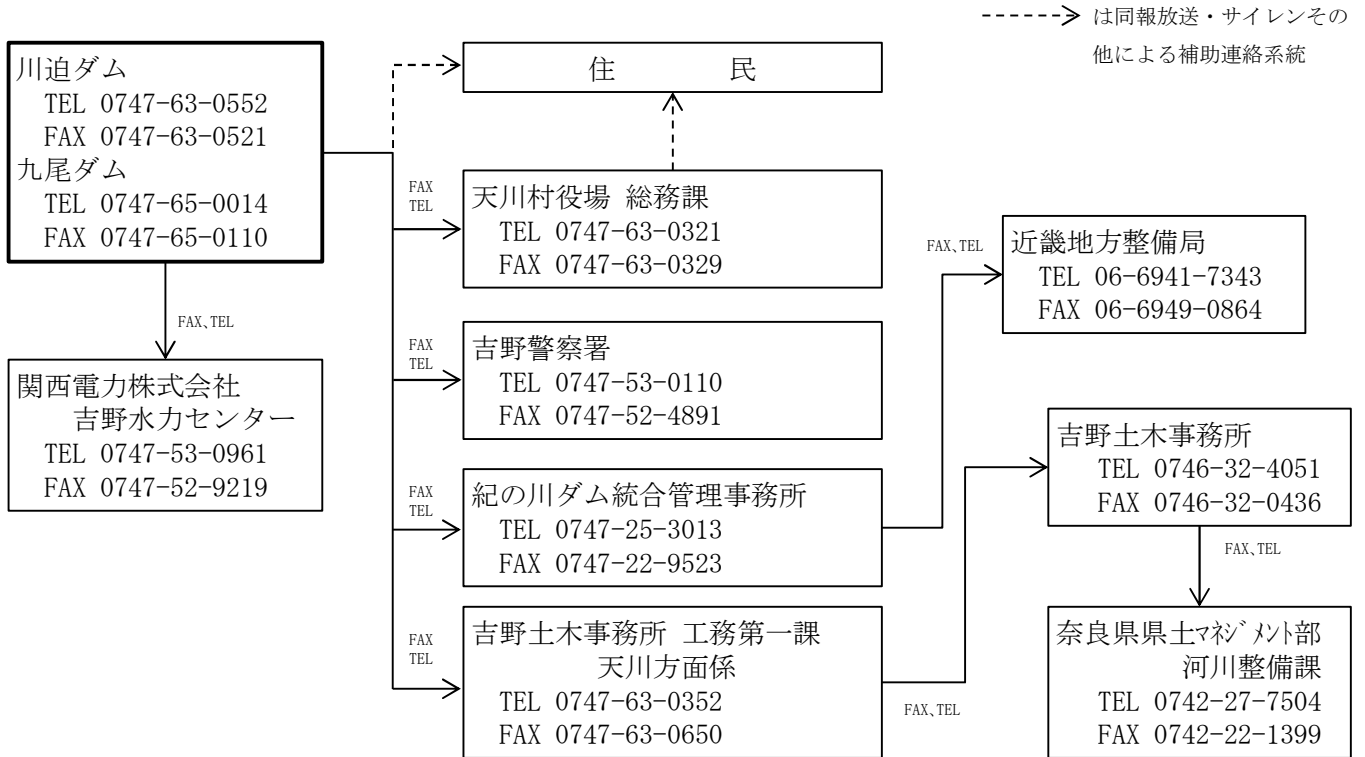
⑥大滝ダム放流連絡系統



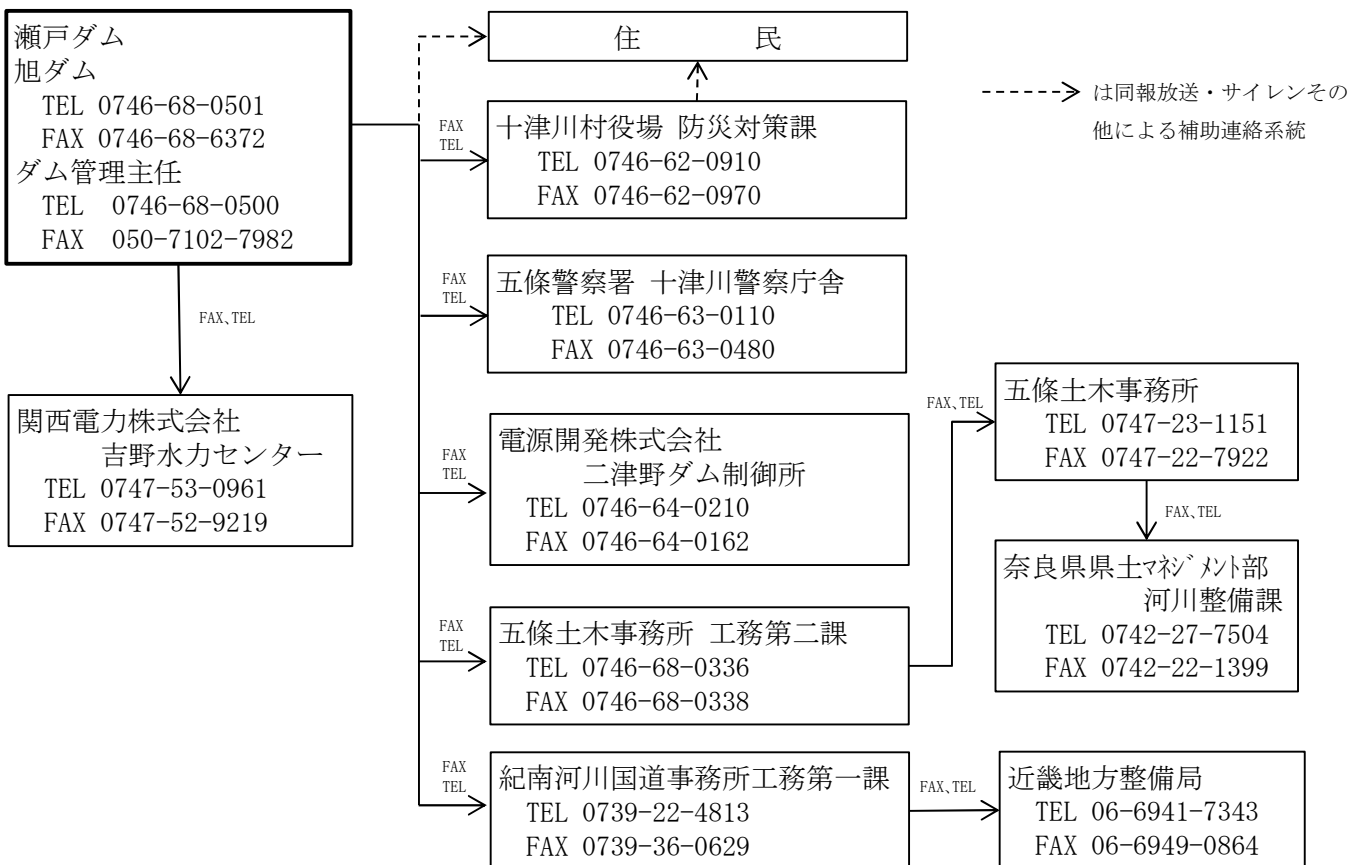
⑦猿谷ダム放流連絡系統（国土交通省）



⑧川迫・九尾ダム放流連絡系統（関西電力株式会社）



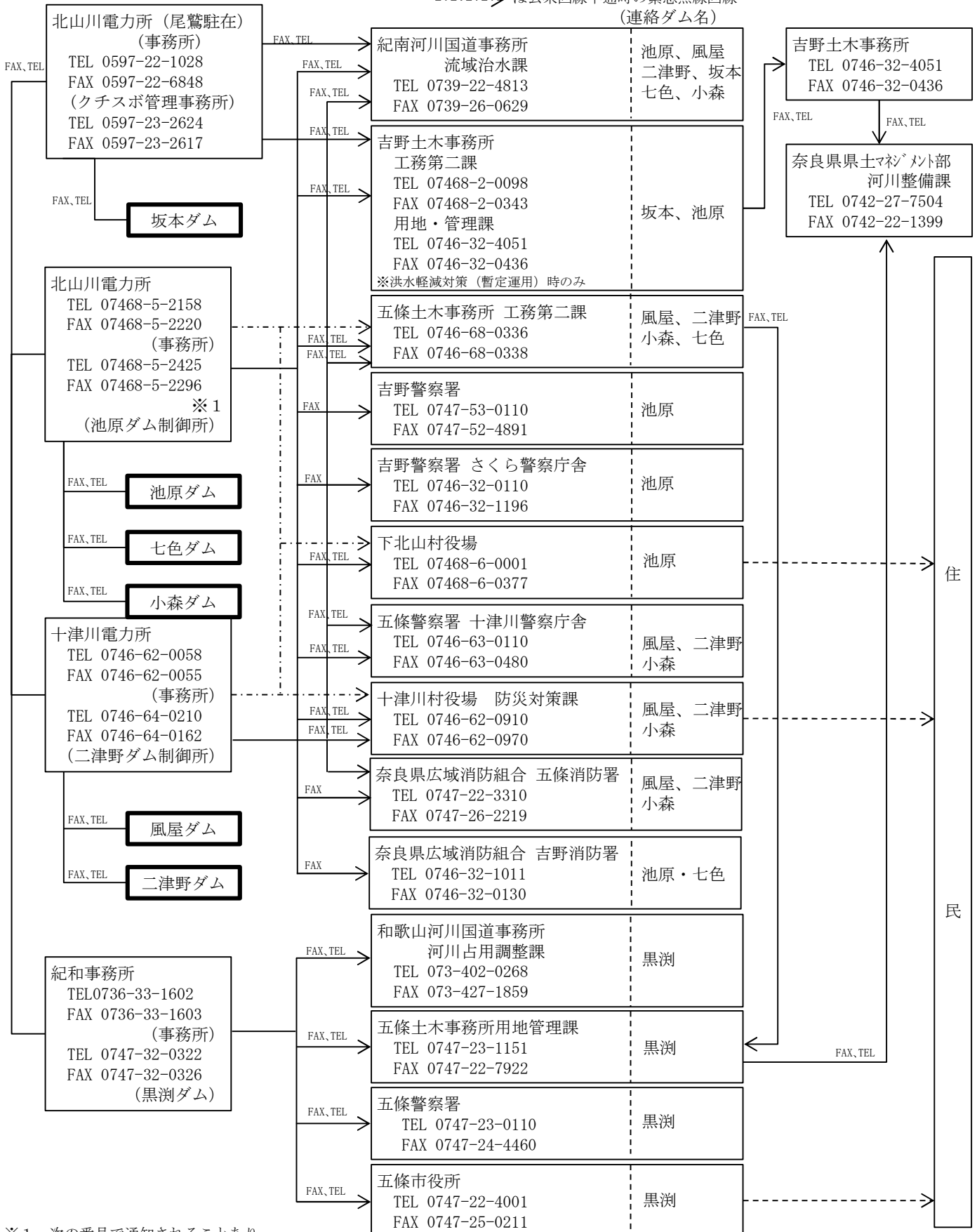
⑨瀬戸・旭ダム放流連絡系統（関西電力株式会社）



⑩池原・坂本・七色・小森・風屋・二津野・黒瀨ダム放流連絡系統（電源開発株式会社）

-----> は同報放送・サイレンその他による補助連絡系統

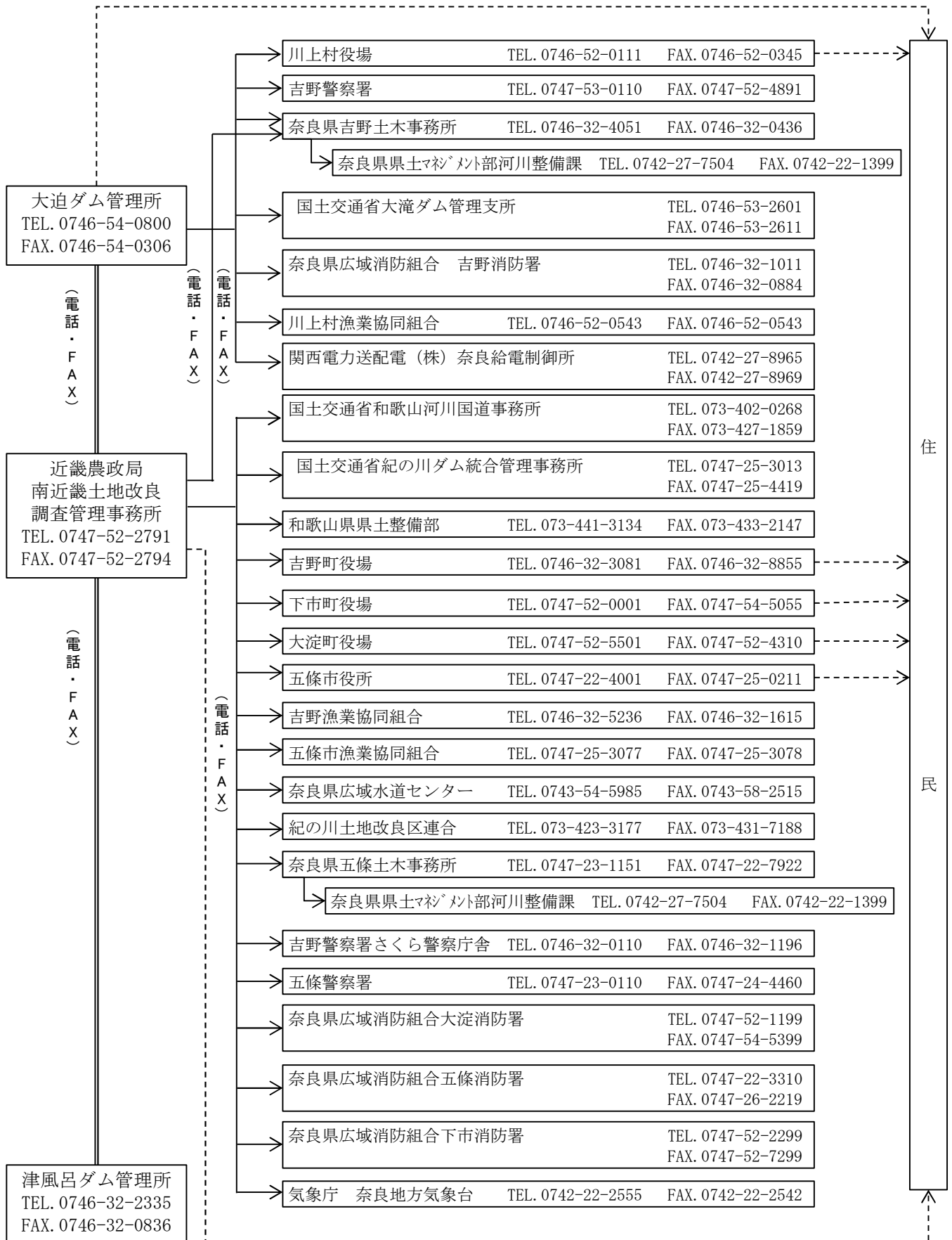
-----> は公衆回線不通時の緊急無線回線
(連絡ダム名)



※1 次の番号で通知されることがあり
①07468-5-2280 ②07468-5-2635

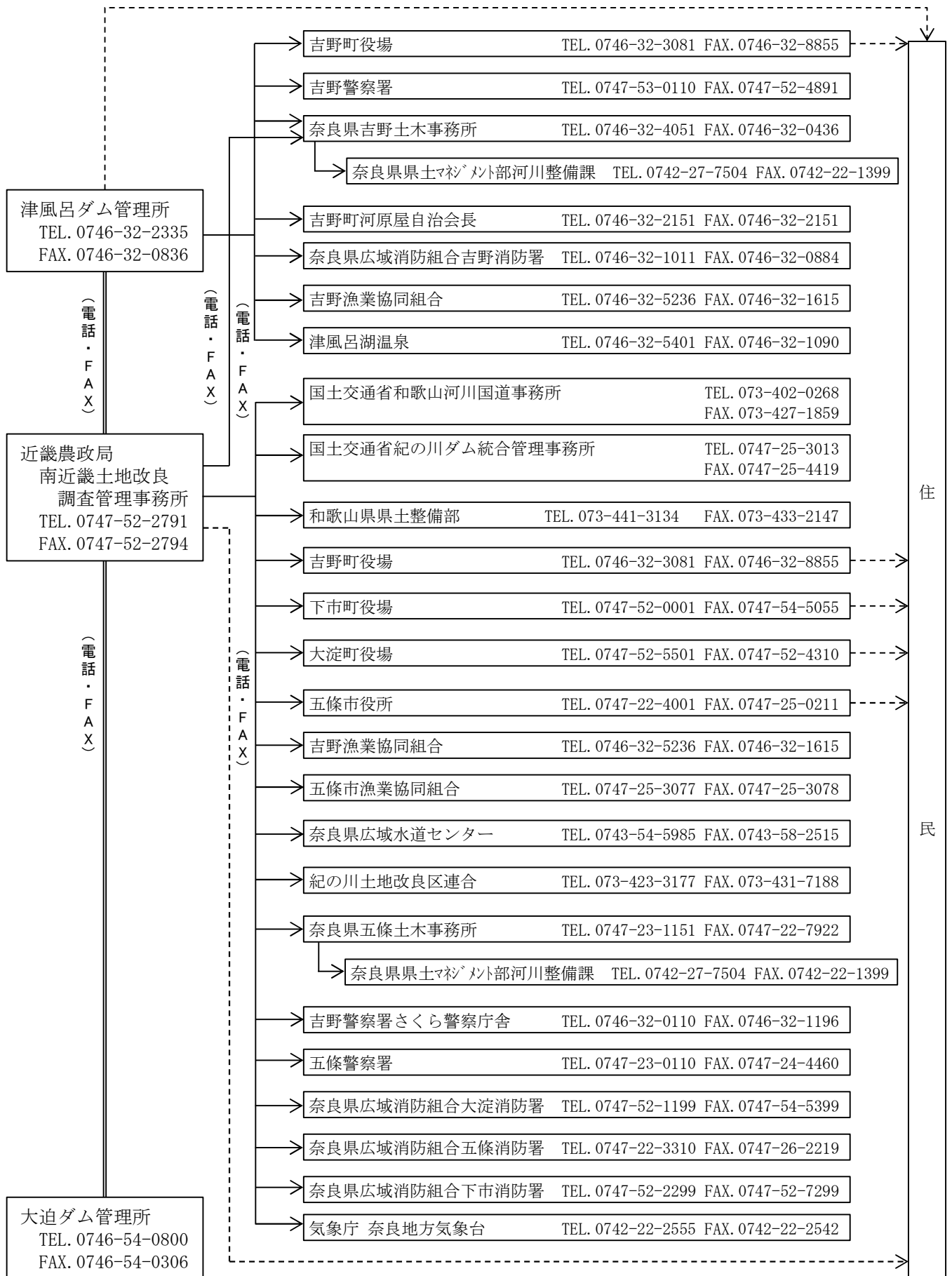
⑪大迫ダム放流連絡系統（農林水産省）

-----> は、同報放送・サイレンその他による補助連絡系統

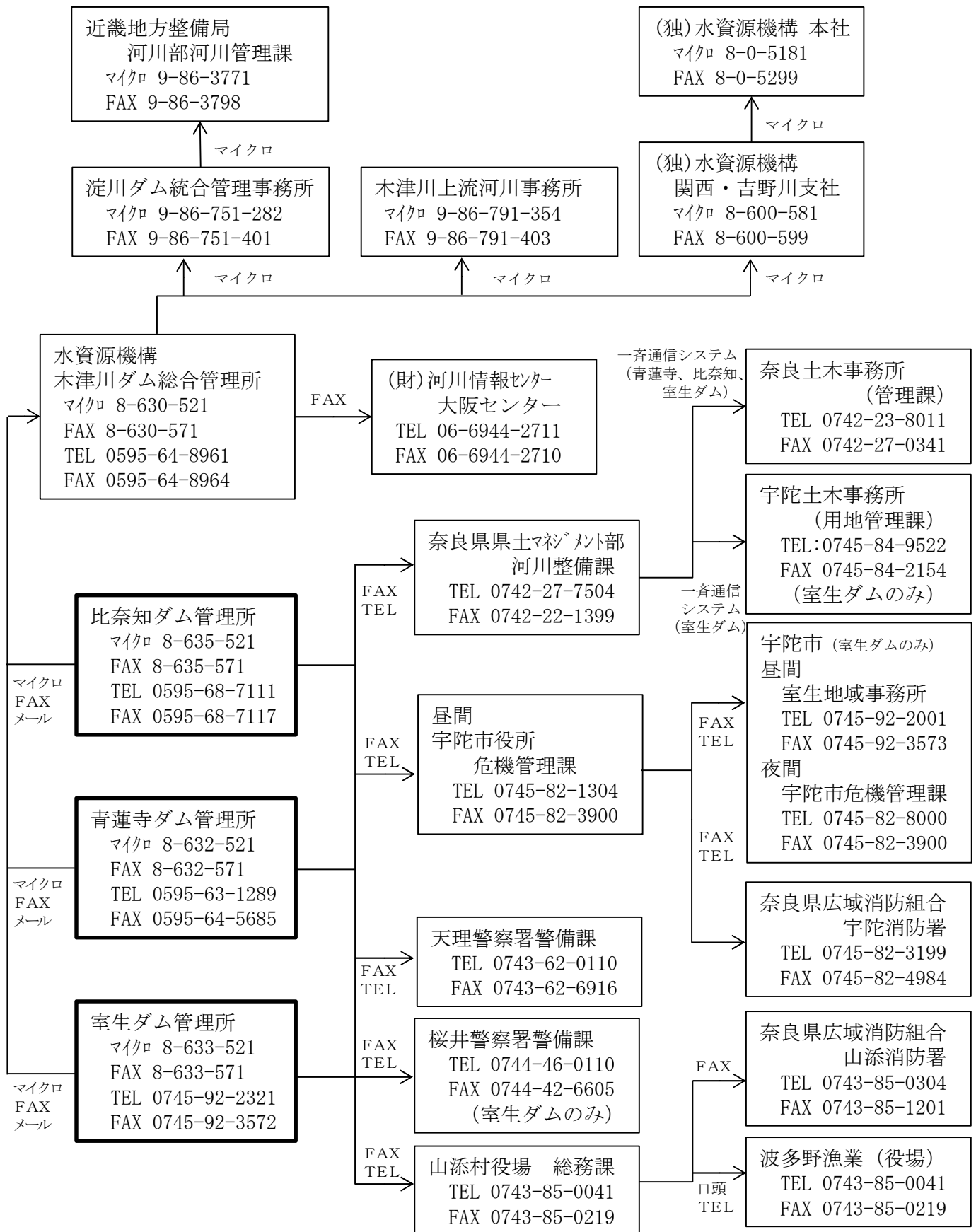


⑫津風呂ダム放流連絡系統（農林水産省）

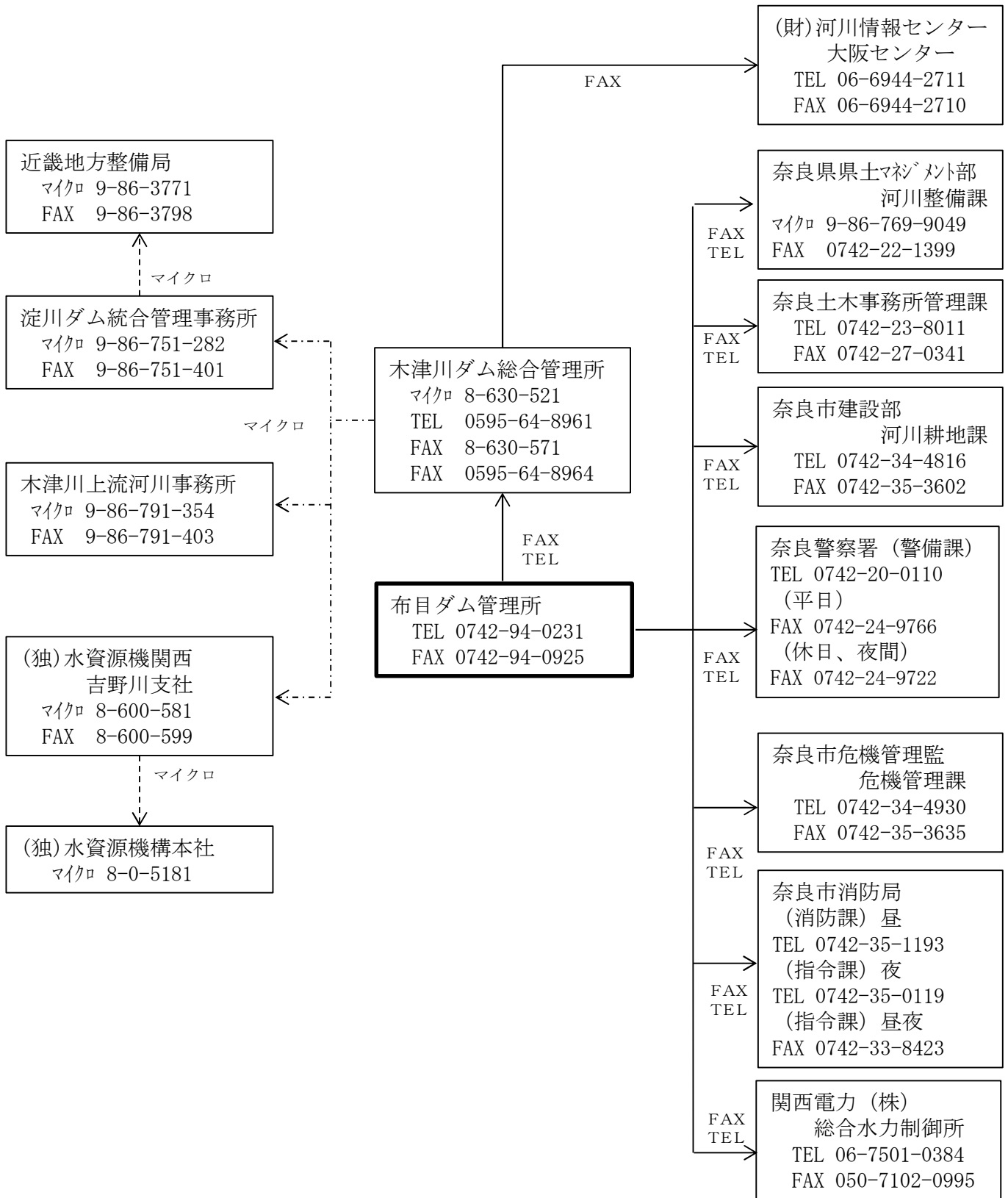
-----> は、同報放送・サイレンその他による補助連絡系統



⑬青蓮寺・室生・比奈知ダム放流連絡系統（水資源機構）



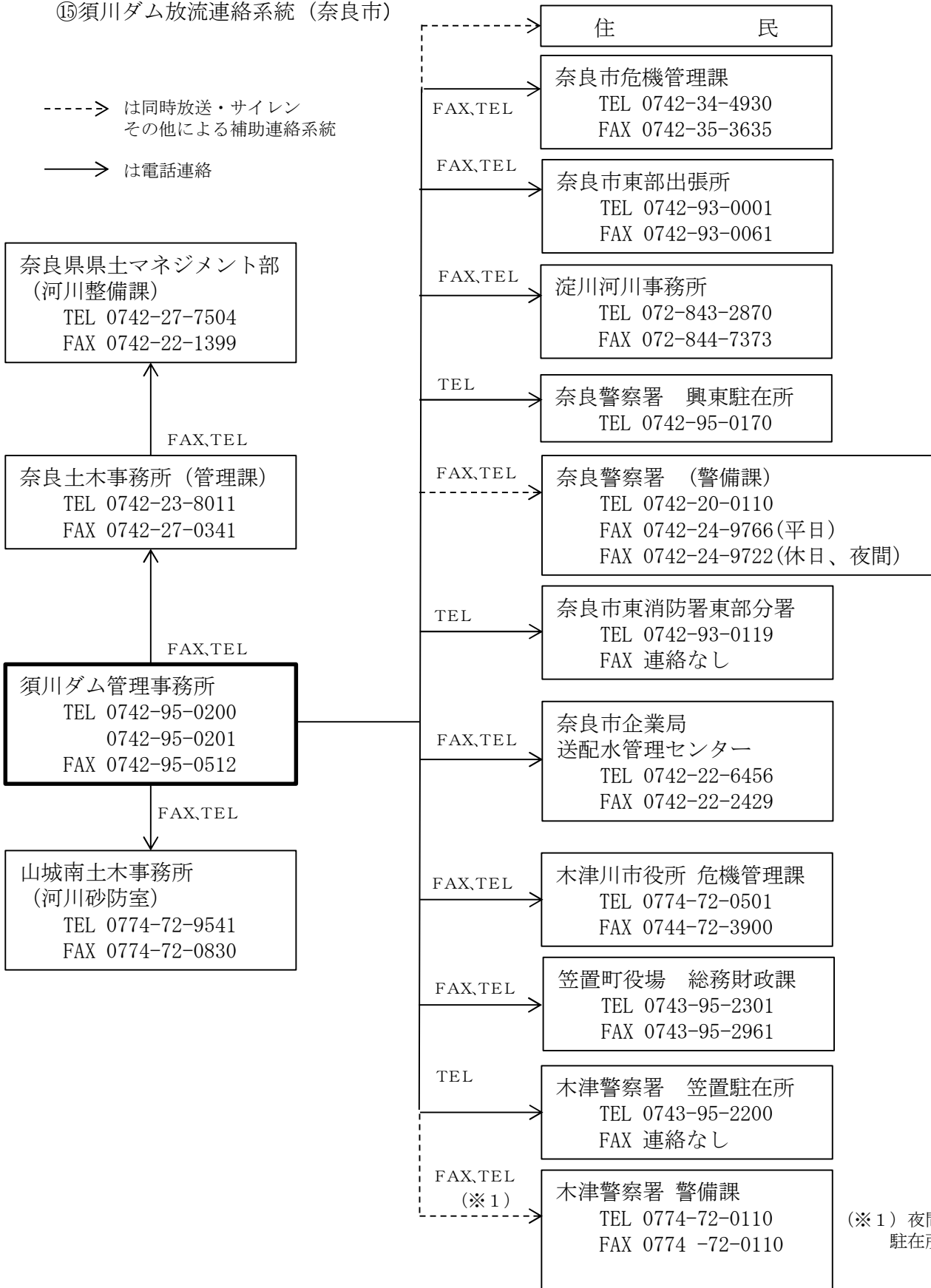
⑭布目ダム放流連絡系統（水資源機構）



⑮須川ダム放流連絡系統（奈良市）

-----> は同時放送・サイレン
その他による補助連絡系統

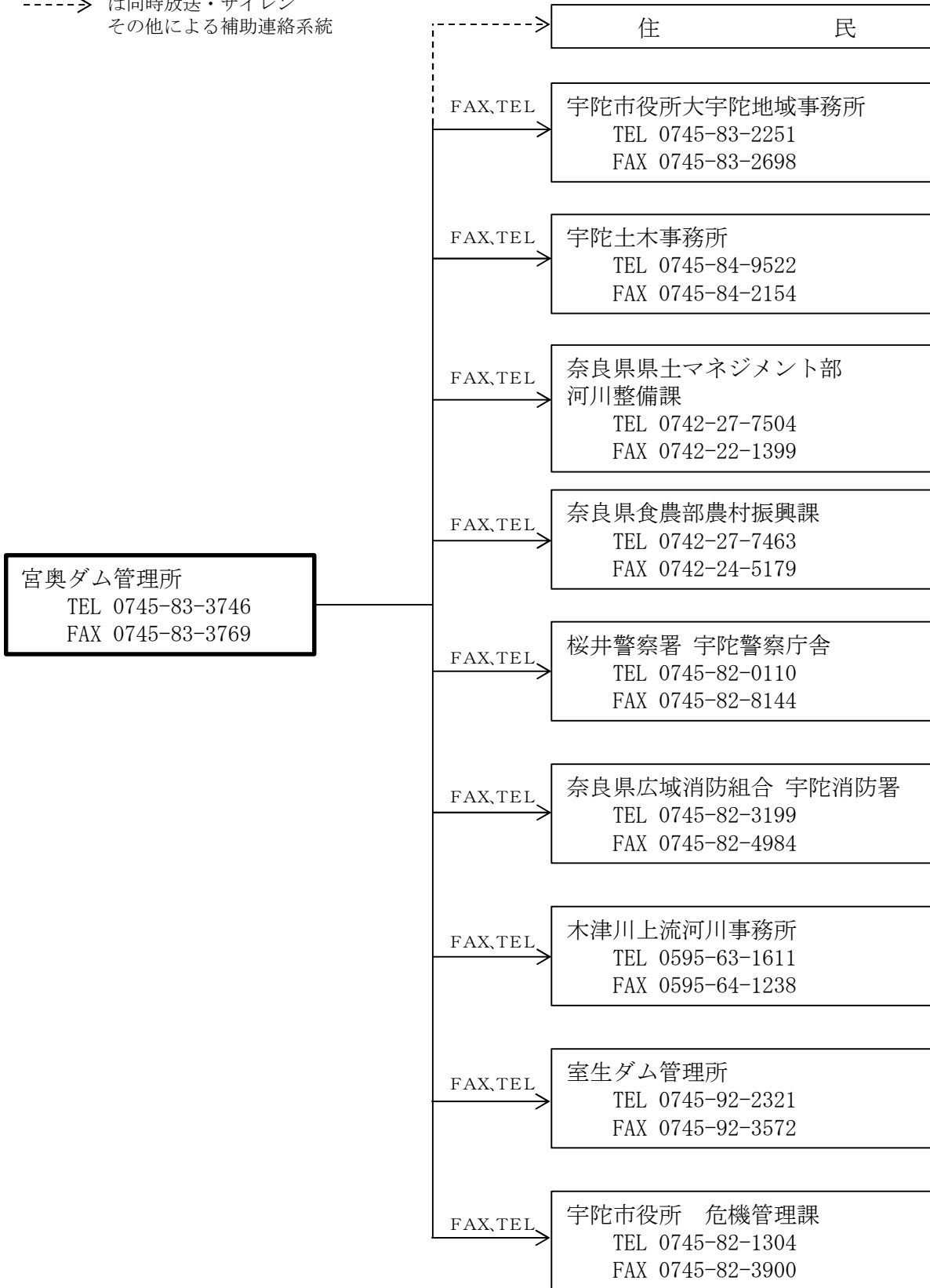
————> は電話連絡



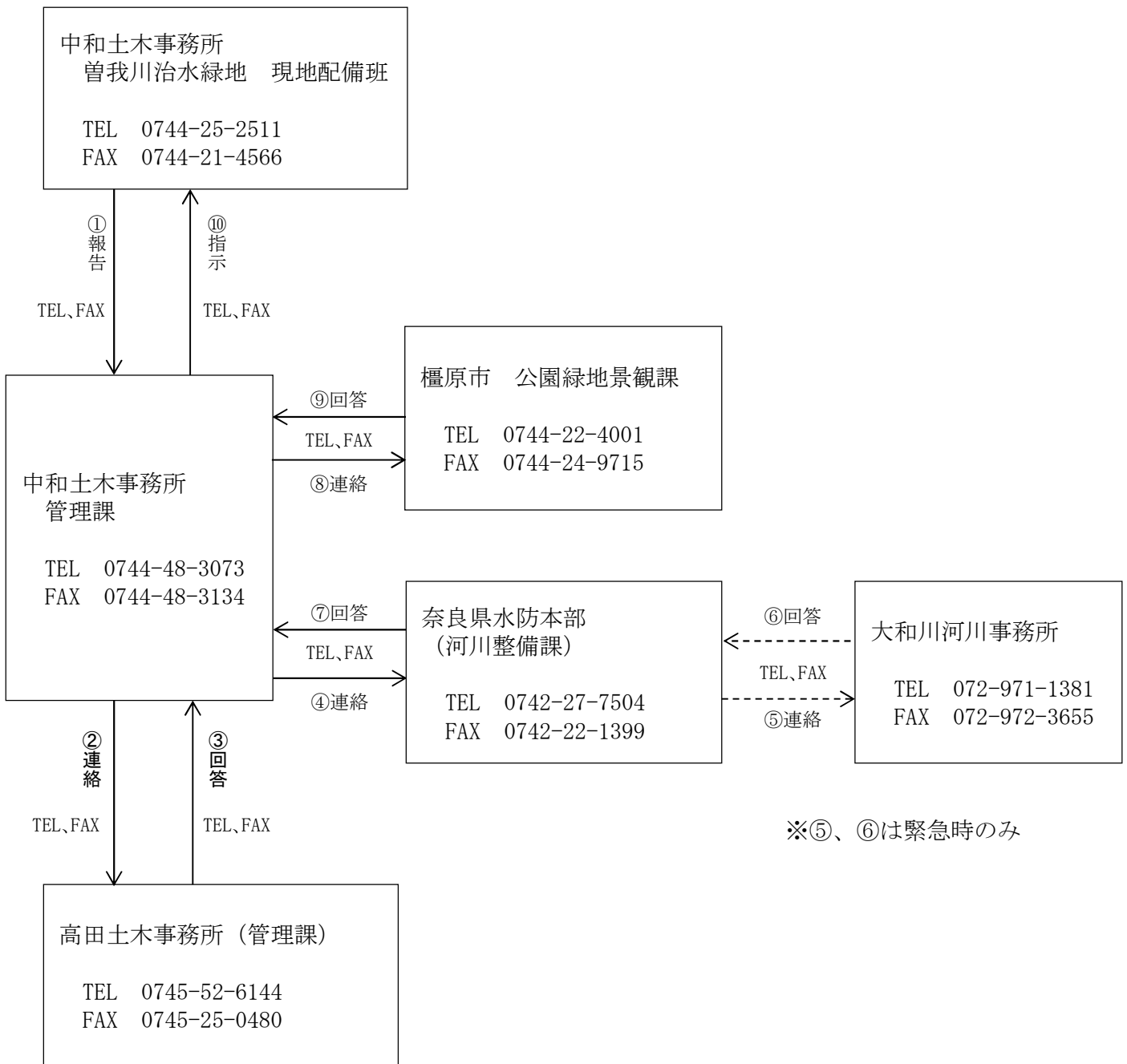
(※1) 夜間、笠置
駐在所不在時のみ

⑩宮奥ダム放流連絡系統（宇陀市）

-----> は同時放送・サイレン
その他による補助連絡系統



ウ 曾我川治水緑地の出水時における連絡系統



第6章 気象状況とその措置

1. 措置

(1) 県水防本部は、県防災統括室を通じて奈良地方気象台から別表の注意報、警報、特別警報および情報の通知を受けたときは、奈良地方気象台と連絡を密にするとともに、次の措置をとる。

① 県水防本部は、現地指導班、各水防管理団体（市町村）、県庁内関係各課、県災害対策本部（対策本部設置時）、近畿地方整備局等に連絡、情報の交流を行う。

② 現地指導班長（各土木事務所長）は、管内水防管理者、雨量観測者、河川水位観測者、その他関係機関等に連絡、情報の交流を行う。

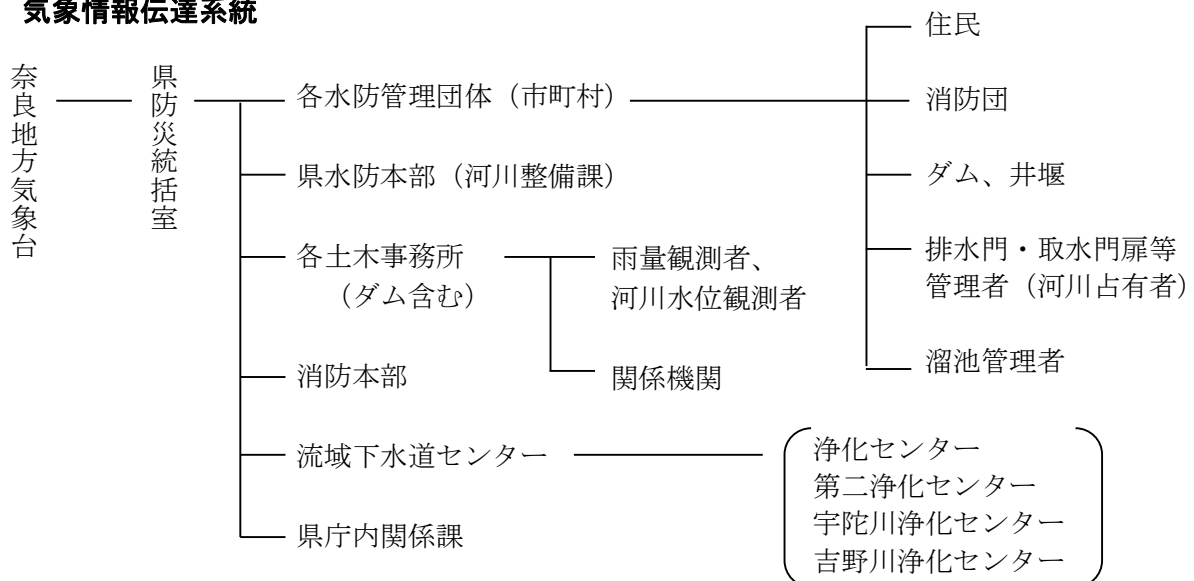
(2) 水防管理者（市町村長）は、別表の注意報、警報及び情報の通知を受けたときは、住民、消防署（団）、並びにダム、井堰及び取水門・排水門扉等管理者（河川占有者）、溜池管理者等に連絡、情報の交流を行う。

別表 注意報、警報、特別警報情報の種類

	大 雨	洪 水	台 風
注 意 報	○	○	
警 報	○	○	
特 別 警 報	○		
情 報	○		○

水防活動の利用に適合する注意報及び警報は、一般の利用に適合する注意報、警報をもって代える。
 なお、特別警報は水防活動の利用に適合しない。

2. 気象情報伝達系統



第7章 水防配備と出動

1. 県水防本部員の水防配備

水防勤務活動の完遂を期するため、次に示す配備により行う。

- (1) 奈良地方気象台から気象業務法に基づく注意報及び警報の通知を受けた場合、地震が発生した場合又は河川の水位が上昇するなどにより災害の発生が予想され水防上警戒が必要なときは、別表による水防配備体制をとる。
- (2) 水防配備に配属された職員は、常に気象状況の変化に注意し、水防警報の発表が予想されるときは、自主的にその勤務につかなければならない。
- (3) 水防配備の実施される時期には、でき得る限り気象情報に注意し、常に連絡が取れる体制をとるものとする。
- (4) 水防配備勤務者は、交代者と引継を完了するまでは、その勤務場所を離れてはならない。
- (5) その他の交代者は、予め自己の勤務すべき時期を確認しておき、水防業務に支障をきたさないようにしなければならない。
- (6) 常時勤務から水防配備体制への切り換えを确实迅速に行うとともに、勤務員を適当に交代・休養させて、長期間にわたる水防勤務活動の完遂を期さなければならない。

別表 水防配備体制基準

配備区分	配備時間	配備内容	配備目標	備考
第1配備 （情報連絡 体制）	大雨又は洪水注意報が発表されたとき、気象状況から災害が起こるおそれがあると予想される場合その他の今後の気象及び水位情報に注意と警戒を必要とするとき。	情報連絡活動を円滑に行い得る体制	水防配備班編製の1個班 必要な自動車 (県土マネジメント部所有) 数台	
第2配備 （情報連絡 強化体制）	大雨又は洪水警報が発表されたとき又は気象予警報の内容、降雨状況等により第1配備では処理が困難なとき。	情報連絡、収集の強化体制	複数班の水防要員 (2個班～要員の1/2) 自動車(同上)の増強	
第3配備 (警戒体制)	水防警報第2段階発表のときで浸水被害が発生、あるいはそのおそれがあるなど、重大な水防事態の発生が予想される時又は気象予警報の内容及び降雨状況等により第2配備では処理が困難なとき。	事態の推移によってはそのまま直ちに水防活動が遅滞なく遂行できる警戒体制	水防要員の1/2 自動車(同上)の1/2	
第4配備 (非常体制)	水防警報第3段階発表のときで重大な浸水被害が発生、あるいはそのおそれがあるなど、事態が切迫したため第3配備で処理が困難なとき。	事態の切迫に対処して水防活動を遂行できる非常体制	水防要員の全員 自動車(同上)の全車	

- ① 水防本部に所属する各課及び現地指導班は、情報連絡、現地指導等の水防対処のための体制要領及び配備区分毎の具体的配備班編制表を作成し、水防本部長に提出する。
- ② 配備人員は、体制表中の配備目標を基準とし、情報処理量、所轄区域の状況の推移等に応じ、適宜配備人員を調整するものとする。
- ③ 天理ダム、白川ダム、初瀬ダム、岩井川ダム、大門ダム及び流域下水道センターの配備基準は、水防対処を考慮し別に定める。
- ④ 第1配備から第4配備までの体制の切替えは、事態に即応できるよう備えるものとする。
- ⑤ 地震時の水防配備は、おおむね震度4以上の地震が発生し又は東海地震の予知警戒宣言が発令され、かなりの被害が予想でき水防上警戒が必要なとき（堤防の漏水、沈下等）、上記水防配備体制基準及び震災初動体制マニュアルに準じて行う。
- ⑥ 第1配備中の「災害が起こるおそれがあると予想される場合」の水防体制の解除は、降雨、水位状況及び气象台等の意見（大雨・洪水注意報の解除）を参考に、水防本部と現地指導班長が協議し決定する。

2. 水防管理団体（市町村）の水防配備

各水防管理団体の配備については、奈良県水防本部の配備体制に準ずるものとし、水防管理者は管下水防団（消防団）又は消防機関をして十分な水防活動を期するため、予め具体的な配備体制を確立しておくものとする。

3. 水防団（消防団）又は消防機関の出動準備・出動

（1）出動準備

水防管理者は、次の場合、管下水防団（消防団）又は消防機関に対し水防第1信号により出動を準備させる。

ア 水防警報第2段階を受信したとき。

イ 河川の水位が水防団待機水位（通報水位）に達してなお上昇のおそれがあり且つ出動の必要が予測される時。

（2）出動

水防管理者は、次の場合、直ちに管下の水防団（消防団）又は消防機関を予め定められた計画に従い水防第2信号により出動させ、非常配備につかせる。

ア 水防警報第3段階を受信したとき。

イ 河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し危険が予測される時。

ウ 現地指導班長（土木事務所長）は、一級河川のうち国管理区間については、近畿地方整備局所轄河川事務所と緊密な連絡措置を講ずるものとする。

(3) 現地指導班（土木事務所）の対応

上記（１）、（２）の報告を受けた現地指導班長は、水防本部に報告すること。また、水防第１信号、第２信号については、P56を、水防警報第２段階、第３段階についてはP33を参照すること。

4. 巡視及び警戒

(1) 巡視

① 水防管理団体（市町村）

水防法第9条に基づき、水防管理者は平時に2km毎に1人の基準で巡視員を設け随時区域内を巡視させ、水防上危険であると認められる箇所があるときは、所轄土木事務所に連絡すること。

② 県水防本部現地指導班（土木事務所等）

水防管理者から水防上危険であると認められる箇所がある旨報告を受けたとき、現地指導班長（土木事務所長）は、一級河川のうち国管理区間については、その旨を速やかに近畿地方整備局所轄河川事務所に連絡しなければならない。

(2) 警戒

① 水防管理団体（市町村）

ア 水防管理者は、水防団待機水位(通報水位)に達したとき堤防、溜池、調整池、井堰、排水門・取水門等にも巡視連絡員を置き、異常を発見した場合は直ちに所轄土木事務所に報告するとともに水防活動を開始する。

イ 水防法第22条に基づき水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して警察官又は警察職員の出動を求めることができる。

② 県水防本部現地指導班（土木事務所等）

ア 現地指導班長（土木事務所長）は水防管理者から前項の異常を発見した旨、報告を受けたとき、水防本部に報告するとともに一級河川のうち国管理区間については、近畿地方整備局所轄河川事務所に連絡しなければならない。

イ 現地指導班長（土木事務所長）は気象、水位、雨量等によって洪水のおそれがあると認めるときは、その状況を所轄区域内の水防管理者、量水標管理者に急報するとともに、担当員を現場に派遣して水防の指導に当たらせるものとする。

ウ 現地指導班長（土木事務所長）は、氾濫注意水位に達した河川、当該河川の工事中箇所、その他特に重要な水防箇所等については、水防管理団体の巡視連絡員に加え適時担当者を現場の巡視に当たらせるものとする。

エ 現地指導班長（土木事務所長）は、下流にある現地指導班長に氾濫注意水位(警戒水位)を通知し、下流にある現地指導班の水防に協力するものとする。

オ 現地指導班長（土木事務所長）は、一級河川のうち国管理区間については、近畿地方整備

局所轄河川事務所と緊密な連絡措置を講じるものとする。

5. 災害補償

水防管理団体は、水防法第6条の2並びに第45条に基づき災害補償の条例を定めなければならない。

6. 緊急通行

(1) 緊急通行

水防のため緊急の必要がある場所に赴くときは、水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

(2) 損失補償

水防のため緊急通行の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第8章 雨量・水位の通報

1. 雨量の通報

水防本部は、管下各現地指導班長と緊密な連絡をとり、奈良県所轄の雨量を次のとおり報告させる。

(1) 報告とその間隔

1時間雨量が20mm又は24時間雨量が80mmに達したとき、又は県水防本部が設置されたとき以降は1時間毎に状況を報告する。

(2) 報告様式

報告は、主に奈良県河川情報システムにより行うこととするが、システム作動に異常がある場合等は、電話、奈良県防災行政通信ネットワークによって通知するものとする。

(3) 注意報及び警報に資するため雨量観測資料を必要に応じ奈良地方气象台に通報する。

2. 水位の通報

水防管理団体の管理者又は奈良県所属の河川水位観測者は、増水のおそれがあるときは水位の変動に注意し、以下の各項に該当する場合は、直ちに管轄現地指導班長に報告しなければならない。(水防法第12条)また、現地指導班長は次の報告を受けた場合は、直ちに水防本部に連絡をとるものとする。

(1) 報告とその間隔

- ア 県水防本部設置時の水位から解散時までの毎正時
- イ 水防団待機水位(通報水位)に達したとき
- ウ 氾濫注意水位(警戒水位)に達したとき

- エ 避難判断水位に達したとき
- オ 氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)に達したとき
- カ 氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)を下ったとき
- キ 避難判断水位を下ったとき
- ク 氾濫注意水位(警戒水位)を下ったとき
- ケ 水防団待機水位(通報水位)を下ったとき

(2) 報告様式

水位は観測場所、日時、水位を主に奈良県河川情報システムで行うこととするが、システム作動に異常がある場合等は、電話、奈良県防災行政通信ネットワークにて報告するものとする。

3. 情報交換の徹底

- (1) 各現地指導班長は、進んで水防本部と連絡をとり、常に的確な気象状況の把握に努めるとともに、管下雨量水位観測者から正確な資料を敏速に入手しなければならない。
- (2) 現地指導班長と水防管理者及び上下流現地指導班長は、相互連絡を密にし、必要な降雨、水位状況の情報交換（洪水対応ホットライン等）に努めなければならない。
※洪水対応ホットラインとは危険水位超過時及び洪水被害等の情報を確認した時に、現地指導班長から水防管理者に対し、直接電話により情報伝達する仕組みである。
- (3) 情報交換における送受信処理は、迅速かつ正確に行われるよう班長が担当を定めること。また、送受信は電話、FAX、奈良県防災行政通信ネットワークにて行うものとし、送受信の記録（送受信者名、送受信日時等）は必ず行うこと。
- (4) 水防管理者は、現地指導班長からの降雨、水位情報並びに自ら観測した降雨、水位状況等について、必要な情報を住民、消防署（団）、井堰・排水門・取水門扉等管理者、その他関係機関に対し通知しなければならない。
- (5) 住民において、異常に強い降雨、著しい水位の増加がみられた場合、住民はすみやかに水防管理団体等水防機関に対し通報しなければならない。
- (6) 奈良県の観測結果及び近畿地方整備局の観測結果について、通報の依頼があった場合には相互に情報の交換を行うものとする。

第9章 水防警報及び氾濫警戒情報

1. 水防警報

国土交通大臣又は知事がそれぞれの指定する河川（水防警報河川）で洪水等による災害が発生するおそれがあるとき、水防活動を必要とする旨の警告を発するもので、国土交通大臣又は知事が発表する。

（1）知事の発する水防警報

- ① 対象河川（水防警報河川）（奈良県知事の指定する河川参照）
- ② 水防警報の発表基準

階 級	警報の種類	内 容 及 び 時 期
第 1 段 階	待 機	水防機関の出動のため待機を目的とするもので、気象予報の内容、又は上流の降雨状況により行う。
第 2 段 階	準 備	水防資機材の点検、排水門・取水門等の開閉準備、巡視の強化及び水防機関の 出動準備等 に対するもので、 水防団待機水位(通報水位)を超えたとき 、又は重大な水防事態の発生が予想されるときに出す。
第 3 段 階	出 動	水防機関の 出動 の必要を警告して行うもので、 氾濫注意水位(警戒水位)を超えたとき 、又は事態が切迫したときに出す。
第 4 段 階	解 除	水防活動終了の通知
適 宜	水 位	上流の雨量、水位、流量より水位の昇降、滞水時間、最高水位及び時刻等、水防活動上必要な水位状況を通知する。
地震による堤防の漏水、沈下等の場合は上記に準じて水防警報を発表する。		

（但し、待機、準備の2段階は省略することができる。）

③ 措置

ア 県水防本部

現地指導班長（土木事務所長）は、各機関から通知される気象状況並びに河川の水位等を判断し、管内水防管理団体と密接な連絡を保ち②の発表基準に示す事態となったとき、又は地震による堤防の漏水、沈下等の場合は速やかに水防警報河川に水防警報を発するとともに県水防本部長、関係警察署長、関係交通機関等に通知しなければならない。

通知を受けた県水防本部長は、国土交通省関係河川事務所長、関係現地指導班長、その他関係機関へ通知し、現地指導班長は関係水防管理者（市町村長）、その他関係機関へ通知すること。

イ 水防管理団体

通知を受けた水防管理者は、住民、消防署（団）、ダム、井堰、排水門・取水門扉等管理者（河川占有者）及び溜池管理者に通知しなければならない。

また、状況に応じて水防活動上必要と思われる情報を管内に周知させること。

④ 水防警報の解除

現地指導班長（土木事務所長）は、事態の推移を判断して当該区域の水防警報を解除すること。通知処理は発表時の①、②と同系統とする。

⑤ 発表様式

情報伝達様式、基準等編 2. 参照

（２）国土交通大臣の発する水防警報

① 対象河川（水防警報河川）

国土交通大臣が水防警報を発する河川（水防警報河川）は、大和川、曾我川、佐保川、木津川、宇陀川、名張川及び吉野川（紀の川）の7河川で、発表に際しては区間を指定して行われる。（国土交通大臣の指定する河川参照）

② 水防警報の発表基準

（水防警報の発表基準は各河川とも同一で次の4段階に分かれて発表される。）

階 級	警報の種類	内 容
第 1 段 階	待 機	水防（消防）団員の足止めを行うことを目的とする。主として気象予報に基づいて行う。
第 2 段 階	準 備	水防資材の点検、水門等開閉準備、水防要員招集準備、巡視及び幹部の出動等に対するもの。主として上流の雨量に基づいて行う。
第 3 段 階	出 動	水防機関の出動の必要を警告して行うもの。上流の雨量または水位に基づいて行う。
第 4 段 階	解 除	水防活動終了の通知を行う。
適 宜	水 防 情 報	上流の雨量、水位、流量より水位の昇降、滞水時間、最高水位及び時刻等、水防活動上必要な水文状況を通知する。

地震による堤防の漏水、沈下等の場合は上記に準じて水防警報を発表する。

（注）観測施設の故障、損壊等によって水防警報を発表できないときは、理由を付して関係機関に通知する。

③ 水防警報の発表時期

水防警報の発表は、各河川とも対象区間を設定し、対象区間内の基準量水標に対して各段階ごとにおおむね次の時期に発表する。

警報 及び情報の種類	河川名	大和川	宇陀川	名張川	吉野川 (紀の川)	木津川
	対象量 水標	番条・板東 ・保田	安部田	名張	五條	岩倉
水 防 警 報	待 機	氾濫注意水位 (警戒水位)に 達する約3時 間前	同 左 約3時間前	同 左 約3時間前	同 左 約4時間前	同左 約3時間前
	準 備	” 約2時間前	同 左 約2時間前	同 左 約2時間前	同 左 約3時間前	同左 約2時間前
	出 動	” 約1時間前	同 左 約1時間前	同 左 約1時間前	同 左 約2時間前	同左 約1時間前
	解 除	水位が氾濫注意水位(警戒水位)を下回り水防活動を必要としなくなったとき。				
	水 位	適宜				

(注) 警報のうち「待機」と「準備」については省略することがある。

④ 措置

ア 県水防本部

国土交通省各河川事務所から通知を受けた県水防本部長は、関係現地指導班長、関係水防管理者(市町村長)、奈良地方気象台長、警察本部長、自衛隊奈良地方協力本部長、関係消防本部、報道機関等へ通知し、現地指導班長は、関係警察署長、関係交通機関へ通知すること。

イ 水防管理団体

通知を受けた水防管理者は、住民、消防署(団)、ダム、井堰、排水門・取水門扉等管理者(河川占有者)及び溜池管理者に通知すること。

⑤ 発表様式

情報伝達様式、基準等編 3～6. 参照

(3) 河川の指定

水防法第16条に基づき、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあると認められる河川を次のとおり定める。

① 国土交通大臣の指定する河川（国土交通省河川事務所長発表）

河川名		区 域	対象 量水標	水 位		関係土木 事務所
大和川	左岸	磯城郡川西町大字吐田字幸エ門裏 970 番地先吐田井堰下流端から " から 大阪府県界まで	板 東	水防団待機水位	2.00	郡 山 高 田 中 和
	右岸			氾濫注意水位	3.00	
				避難判断水位	3.50	
				氾濫危険水位	4.10	
				計画高水位	5.64	
曾我川	左岸	北葛城郡広陵町字大場 129 番の 3 地先 県道小柳橋下流端から " から 大和川合流点まで	保 田	水防団待機水位	2.00	高 田
	右岸			氾濫注意水位	3.00	
				避難判断水位	4.00	
				氾濫危険水位	5.20	
				計画高水位	5.94	
佐保川	左岸	秋篠川の合流点から " から 大和川合流点まで	番 条	水防団待機水位	1.00	奈 良 郡 山
	右岸			氾濫注意水位	2.40	
				避難判断水位	2.70	
				氾濫危険水位	3.20	
				計画高水位	3.92	
宇陀川	左岸	宇陀市室生大野 1469 番地先から " 3846 番地先から 三重県界まで	安部田	水防団待機水位	2.00	宇 陀
	右岸			氾濫注意水位	3.50	
				計画高水位	7.30	
名張川	左岸	三重県界から 山辺郡山添村吉田 1133 番地の 2 地先まで " 広瀬 1584 " まで	名 張	水防団待機水位	4.50	奈 良
	右岸			氾濫注意水位	6.00	
				避難判断水位	6.80	
				氾濫危険水位	7.60	
				計画高水位	7.99	
吉野川 (紀の川)	左岸	五條市野原東 4 丁目 266 番地先から " 小島町 550 番 1 地先から 和歌山県界まで	五 條	水防団待機水位	5.00	五 條
	右岸			氾濫注意水位	7.50	
				避難判断水位	7.80	
				氾濫危険水位	8.10	
木津川	左岸	三重県伊賀市大内字川原から笠置大橋まで (京都府相楽郡笠置町大字笠置小字浜地先)	岩 倉	水防団待機水位	4.50	奈 良
	右岸			氾濫注意水位	6.00	
				避難判断水位	6.70	
				氾濫危険水位	7.70	
				計画高水位	10.50	

②奈良県知事の指定する河川（県土木事務所長発表）

河川名		区域	対象 量水標	水位	関係土木 事務所	関係 市町村
大和川	左岸 右岸	桜井市粟殿 } 桜井市金屋 } 西日本旅客鉄道桜井線鉄橋から 国土交通大臣が水防警報を行う 指定河川との境界まで	庵治	水防団待機水位 1.60 氾濫注意水位 2.30 避難判断水位 2.60 氾濫危険水位 3.60	奈良 郡山 中和	天理市 大和郡山市 川西町 田原本町
			豊田	水防団待機水位 2.20 氾濫注意水位 2.40 避難判断水位 2.40 氾濫危険水位 3.10	奈良 中和	天理市 田原本町 桜井市
			黒崎	水防団待機水位 1.10 氾濫注意水位 1.60 避難判断水位 1.60 氾濫危険水位 1.70	中和	桜井市
佐保川	左岸 右岸	奈良市川上町大字鳥の坪 91 番地から " 大字戒子の前 369 番地から 国土交通大臣が水防警報を行う 指定河川との境界まで	法蓮	水防団待機水位 0.70 氾濫注意水位 1.20 避難判断水位 1.20 氾濫危険水位 1.60	奈良 郡山	奈良市 大和郡山市
富雄川	左岸 右岸	奈良市二名平野 } 奈良市二名 } 奈良市と生駒市の境界から 大和川合流点まで	高安	水防団待機水位 1.40 氾濫注意水位 2.10 避難判断水位 2.10 氾濫危険水位 2.60	郡山	斑鳩町 安堵町
			石木	水防団待機水位 1.00 氾濫注意水位 1.70 避難判断水位 1.70 氾濫危険水位 1.80	奈良 郡山	奈良市 大和郡山市 斑鳩町 安堵町
			高山	水防団待機水位 0.90 氾濫注意水位 1.50 避難判断水位 1.90 氾濫危険水位 2.20	奈良	奈良市
地藏院川	左岸 右岸	奈良市藤原町十六橋から " から 佐保川合流点まで	下三橋	水防団待機水位 1.20 氾濫注意水位 1.90 避難判断水位 1.90 氾濫危険水位 2.20	奈良 郡山	奈良市 大和郡山市
			横井	水防団待機水位 0.70 氾濫注意水位 1.30 避難判断水位 1.30 氾濫危険水位 1.40	奈良	奈良市
秋篠川	左岸 右岸	奈良市中山町 } " 学園朝日町 } 秋篠川上流端から 佐保川合流点まで	秋篠	水防団待機水位 1.10 氾濫注意水位 2.10 避難判断水位 2.10 氾濫危険水位 2.20	奈良 郡山	奈良市 大和郡山市

河川名		区域	対象 量水標	水位		関係土木 事務所	関係 市町村
岩井川	左岸	奈良市鹿野園町馬渡橋上流付近から " "	八条	水防団待機水位	2.00	奈良	奈良市
	右岸			氾濫注意水位	2.70		
		佐保川合流点まで			避難判断水位	3.40	
					氾濫危険水位	4.40	
能登川	左岸	奈良市高畑町市道橋から " "	南京終	水防団待機水位	0.80	奈良	奈良市
	右岸			氾濫注意水位	1.10		
		岩井川合流点まで			避難判断水位	1.10	
					氾濫危険水位	1.40	
高瀬川	左岸	天理市櫛本町 " "	横田	水防団待機水位	1.50	奈良 郡山	天理市 大和郡山市
	右岸			氾濫注意水位	2.10		
		知事が定める重要水防箇所上流端から			避難判断水位	2.10	
		天理市と大和郡山市との境界まで			氾濫危険水位	2.20	
布留川	左岸	天理市丹波市町 " 川原城町	天理	水防団待機水位	1.00	奈良	天理市
	右岸			氾濫注意水位	1.60		
		布留川北流分派点から			避難判断水位	1.60	
		布留川南流合流点まで			氾濫危険水位	1.90	
竜田川	左岸 右岸	生駒市谷田町 近鉄奈良線鉄橋から " " "	平群	水防団待機水位	1.10	郡山	平群町 斑鳩町
				氾濫注意水位	2.20		
				避難判断水位	3.50		
		大和川合流点まで			氾濫危険水位	3.90	
			壺分	水防団待機水位	1.00	郡山	生駒市
				氾濫注意水位	1.80		
				避難判断水位	1.80		
				氾濫危険水位	2.10		
			谷田	水防団待機水位	0.60	郡山	生駒市
				氾濫注意水位	1.10		
				避難判断水位	1.10		
				氾濫危険水位	1.70		
葛城川	左岸 右岸	御所市御所 御所市蛇穴 端駟橋から " "	広瀬	水防団待機水位	2.10	高田	広陵町
				氾濫注意水位	2.50		
				避難判断水位	2.50		
		曾我川合流点まで			氾濫危険水位	3.50	
			曲川	水防団待機水位	1.90	高田 中和	大和高田市 御所市 葛城市 橿原市
				氾濫注意水位	2.40		
				避難判断水位	2.50		
				氾濫危険水位	2.90		
			御所	水防団待機水位	1.30	高田	葛城市 御所市
				氾濫注意水位	1.80		
				避難判断水位	1.80		
				氾濫危険水位	2.30		

河川名		区 域	対象 量水標	水 位		関係土木 事務所	関係 市町村
高田川	左岸	葛城市北花内 近鉄御所線鉄橋から " " から 曾我川合流点まで	磐築橋	水防団待機水位	1.80	高田	大和高田市 葛城市 広陵町 河合町
	右岸			氾濫注意水位	2.60		
				避難判断水位	2.60		
				氾濫危険水位	3.00		
曾我川	左岸	御所市戸毛 台橋から " " から 国土交通大臣が水防警報を行う 指定河川との境界まで	西但馬	水防団待機水位	2.90	高田 中和	大和高田市 広陵町 三宅町 田原本町 榎原市
	右岸			氾濫注意水位	3.80		
				避難判断水位	5.30		
				氾濫危険水位	6.00		
	曾我		水防団待機水位	1.30	高田 中和	大和高田市 榎原市	
			氾濫注意水位	2.60			
			避難判断水位	2.90			
			氾濫危険水位	3.60			
	車木		水防団待機水位	1.10	高田 中和	大和高田市 御所市 榎原市 高取町	
			氾濫注意水位	1.30			
			避難判断水位	1.50			
			氾濫危険水位	2.00			
古瀬	水防団待機水位	1.10	高田 中和	御所市 高取町			
	氾濫注意水位	1.80					
	避難判断水位	2.00					
	氾濫危険水位	2.50					
葛下川	左岸	大和高田市野口 577 番地 野口大橋から " " から 大和川合流点まで	薬井	水防団待機水位	2.00	高田	王寺町 河合町
	右岸			氾濫注意水位	3.10		
				避難判断水位	4.00		
			氾濫危険水位	4.50			
	上中		水防団待機水位	1.50	高田	香芝市 上牧町 王寺町	
			氾濫注意水位	2.50			
避難判断水位		3.60					
瓦口	水防団待機水位	0.60	高田	大和高田市 香芝市			
	氾濫注意水位	1.10					
	避難判断水位	1.20					
高取川	左岸	高市郡明日香村大字檜前 知事が定める重要水防箇所上流端から " " から 曾我川合流点まで	西池尻	水防団待機水位	1.70	中和	榎原市
	右岸			氾濫注意水位	2.50		
				避難判断水位	2.50		
				氾濫危険水位	2.90		
	越		水防団待機水位	1.00	中和	明日香村	
			氾濫注意水位	1.50			
			避難判断水位	1.50			
			氾濫危険水位	2.10			

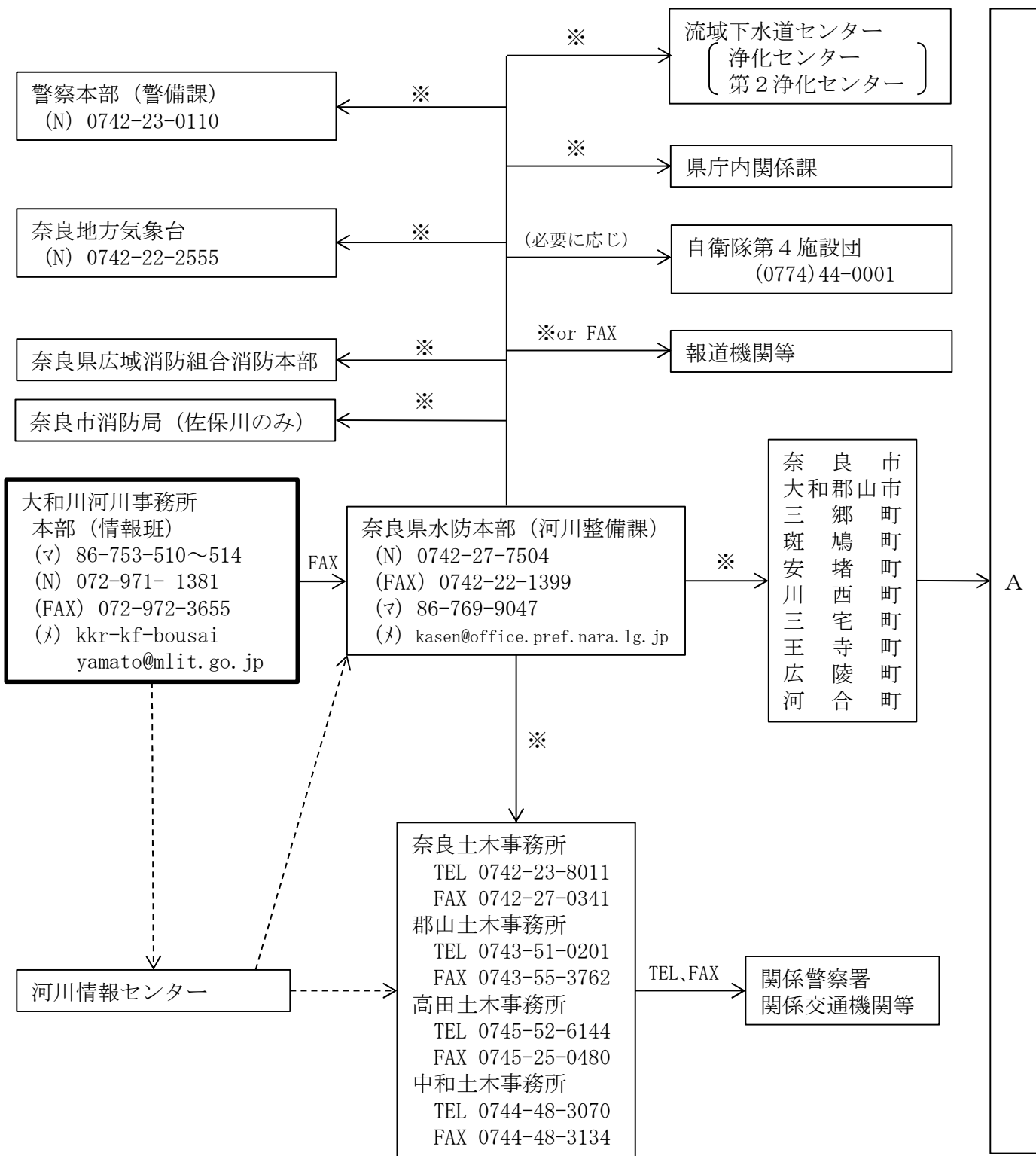
河川名		区域	対象 量水標	水位		関係土木 事務所	関係 市町村
飛鳥川	左岸 右岸	高市郡明日香村大字豊浦 " 大字飛鳥 甘樫橋から 大和川合流点まで	東但馬	水防団待機水位	1.90	中和 郡山	川西町 三宅町 田原本町 安堵町
				氾濫注意水位	2.70		
				避難判断水位	2.70		
氾濫危険水位	3.20						
今井	水防団待機水位	1.60	中和	榎原市 田原本町 明日香村			
					氾濫注意水位	2.70	
					避難判断水位	2.70	
氾濫危険水位					2.80		
飛鳥	水防団待機水位	0.70	中和	榎原市 明日香村			
					氾濫注意水位	1.30	
					避難判断水位	1.30	
					氾濫危険水位	1.80	
寺川	左岸 右岸	桜井市河西 天満橋から " から 大和川合流点まで	結崎	水防団待機水位	2.40	奈良 中和	天理市 川西町 三宅町 田原本町
				氾濫注意水位	3.80		
				避難判断水位	3.80		
				氾濫危険水位	4.20		
秦庄	水防団待機水位	1.40	中和	田原本町 榎原市			
					氾濫注意水位	2.80	
					避難判断水位	2.80	
					氾濫危険水位	3.30	
十市	水防団待機水位	1.10	中和	榎原市 桜井市			
					氾濫注意水位	1.80	
					避難判断水位	1.80	
					氾濫危険水位	2.30	
磐余	水防団待機水位	0.50	中和	桜井市			
					氾濫注意水位	0.80	
					避難判断水位	0.80	
					氾濫危険水位	1.30	
米川	左岸 右岸	榎原市膳夫町 充滿橋から " から 寺川合流点まで	新賀	水防団待機水位	1.60	中和	榎原市
				氾濫注意水位	2.40		
				避難判断水位	2.40		
				氾濫危険水位	2.80		
宇陀川	左岸 右岸	宇陀市大宇陀大東 大東橋から " から 内牧川合流点まで	萩原	水防団待機水位	1.70	宇陀	宇陀市
				氾濫注意水位	2.80		
西山	水防団待機水位	1.30	宇陀	宇陀市			
					氾濫注意水位	1.70	
					避難判断水位	1.70	
					氾濫危険水位	1.80	

河川名		区 域	対象 量水標	水 位		関係土木 事務所	関係 市町村
芳野川	左岸	宇陀市菟田野松井 宇賀志川合流点から " " から 平成 17 年 12 月 31 日における 宇陀郡菟田野町と榛原町との境界まで	岩崎	水防団待機水位	0.90	宇陀	宇陀市
	右岸			氾濫注意水位	1.90		
				避難判断水位	1.90		
				氾濫危険水位	2.00		
吉野川 (紀の川)	左岸	吉野郡吉野町南国栖 吉野町と川上村の境界から " " から 国土交通大臣が水防警報を行う 指定河川との境界まで	衣引	水防団待機水位	4.30	吉野	吉野町
	右岸			氾濫注意水位	7.40		
				避難判断水位	10.70		
				氾濫危険水位	11.40		
			菜摘	水防団待機水位	2.80	吉野	吉野町
				氾濫注意水位	4.80		
				避難判断水位	6.20		
	上市		水防団待機水位	3.50	吉野	吉野町 大淀町 下市町	
			氾濫注意水位	5.40			
	下洩		水防団待機水位	4.90	五條 吉野	五條市 大淀町 下市町	
氾濫注意水位		7.40					
栄山寺	水防団待機水位	2.90	五條	五條市			
	氾濫注意水位	6.20					
丹生川	左岸 右岸	五條市西吉野町十日市 " " } 五條市と下市町との境界から 紀の川合流点まで	城戸	水防団待機水位	2.50	五 條	五條市
				氾濫注意水位	3.90		
				避難判断水位	4.30		
				氾濫危険水位	5.50		
高見川	左岸 右岸	吉野郡吉野町南国栖 " " } 知事が定める重要水防箇所上流端から 紀の川合流点まで	小川	水防団待機水位	2.20	吉野 宇陀	吉野町 東吉野村
				氾濫注意水位	3.30		
				避難判断水位	3.30		
				氾濫危険水位	4.20		

(4) 水防警報の通知（国土交通大臣）

① 大和川・曾我川・佐保川

※：一斉通信システム

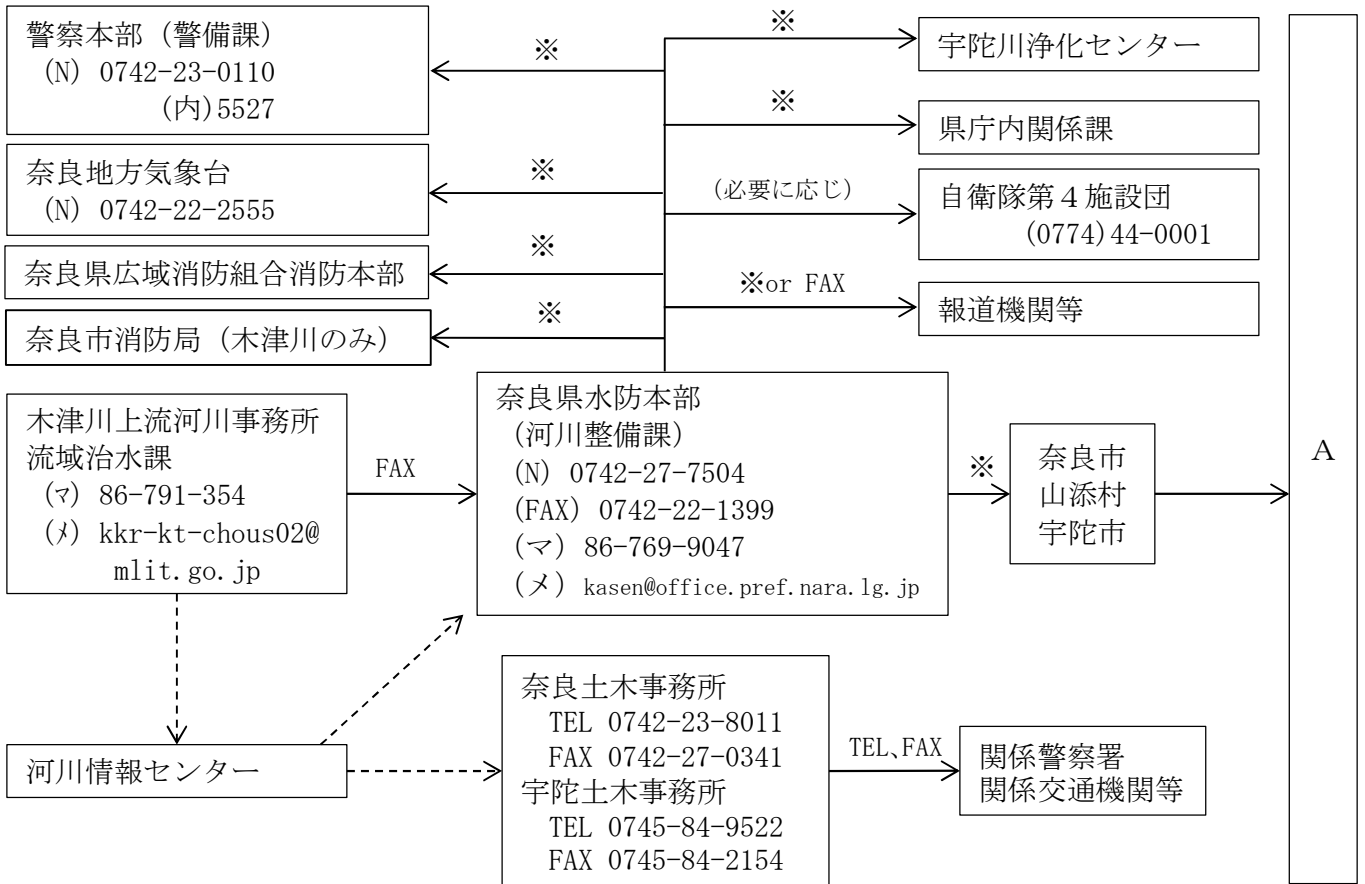


-----> は補助通知系統

A：住民・消防団・ダム・排水門・取水門扉等管理者（河川占有者）・溜池管理者

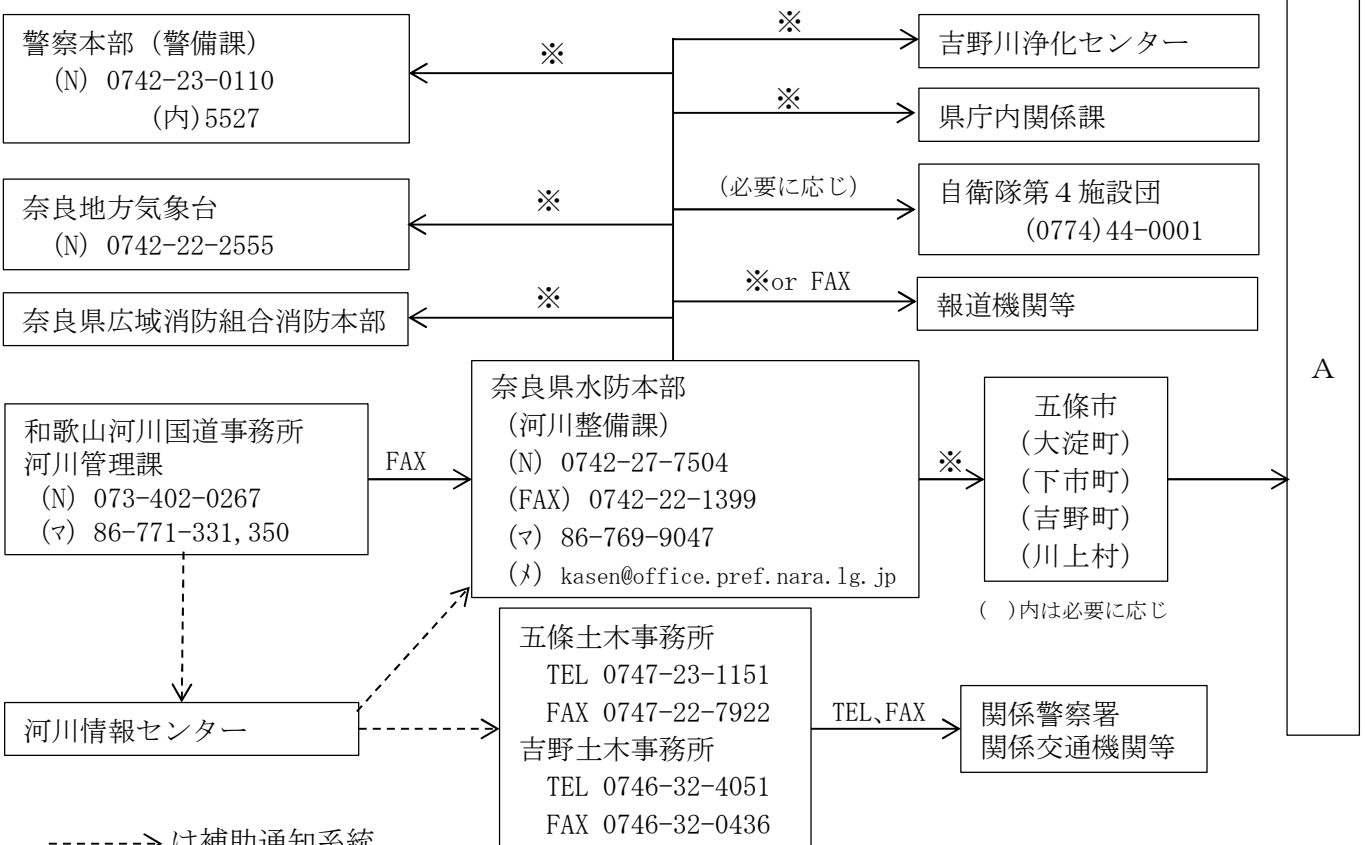
②宇陀川・名張川・木津川

※：一斉通信システム



③紀の川

※：一斉通信システム



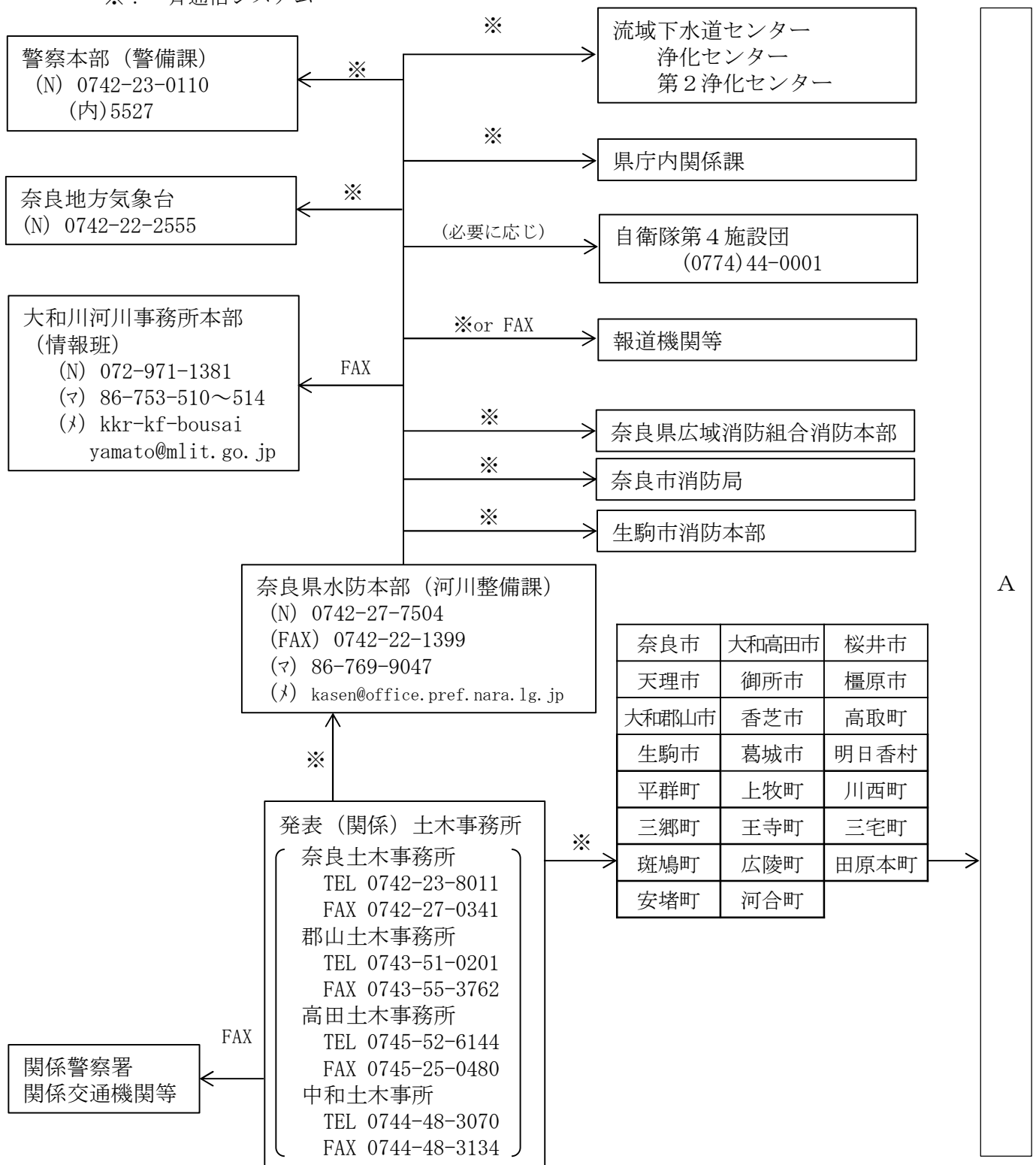
-----> は補助通知系統

A：住民・消防署（団）・排水門・取水門扉等管理者（河川占有者）・溜池管理者

(5) 水防警報の通知（知事）

①大和川水系各河川

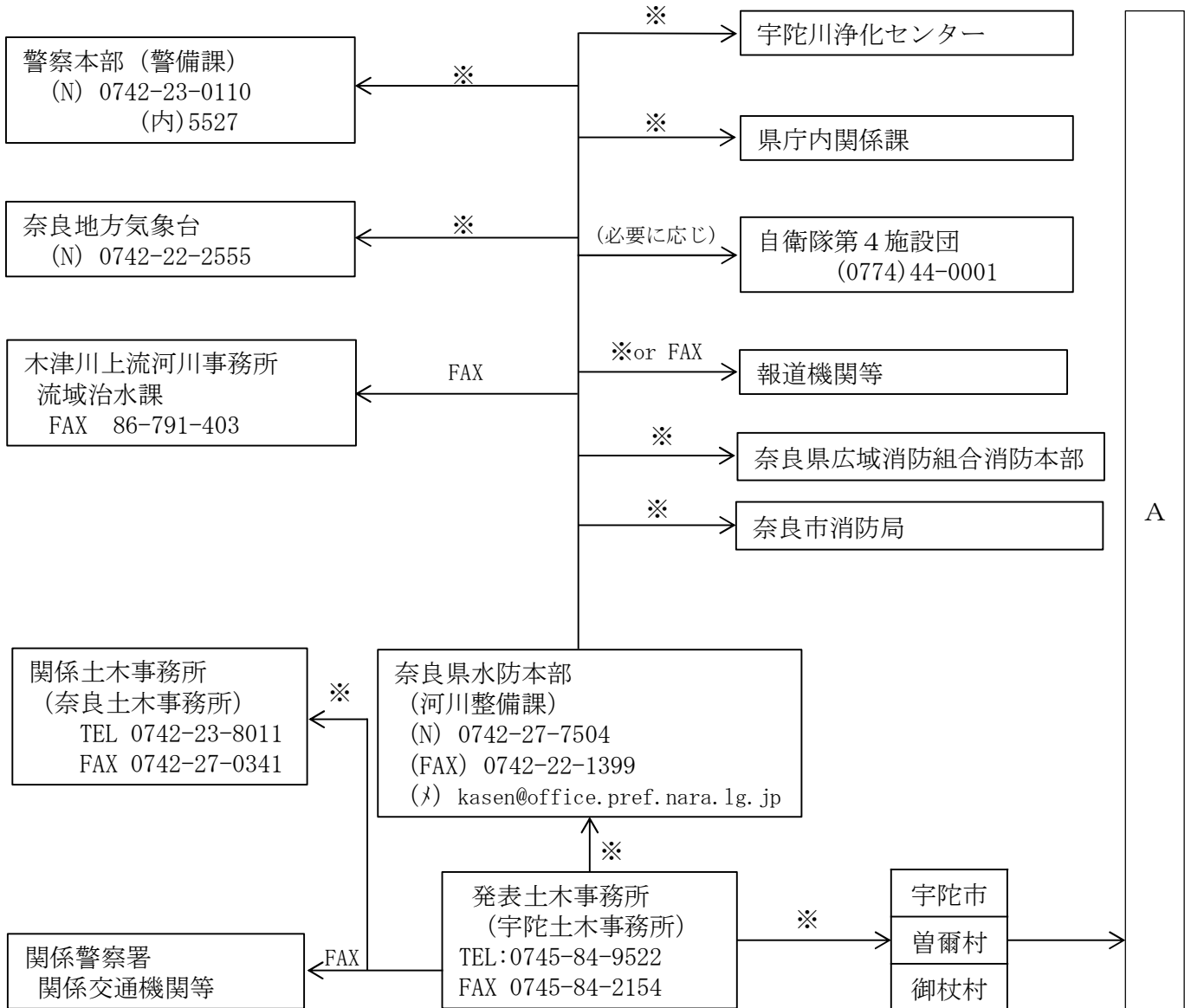
※：一斉通信システム



A：住民・消防団・ダム・排水門・取水門扉等管理者（河川占有者）・溜池管理者

②淀川水系各河川

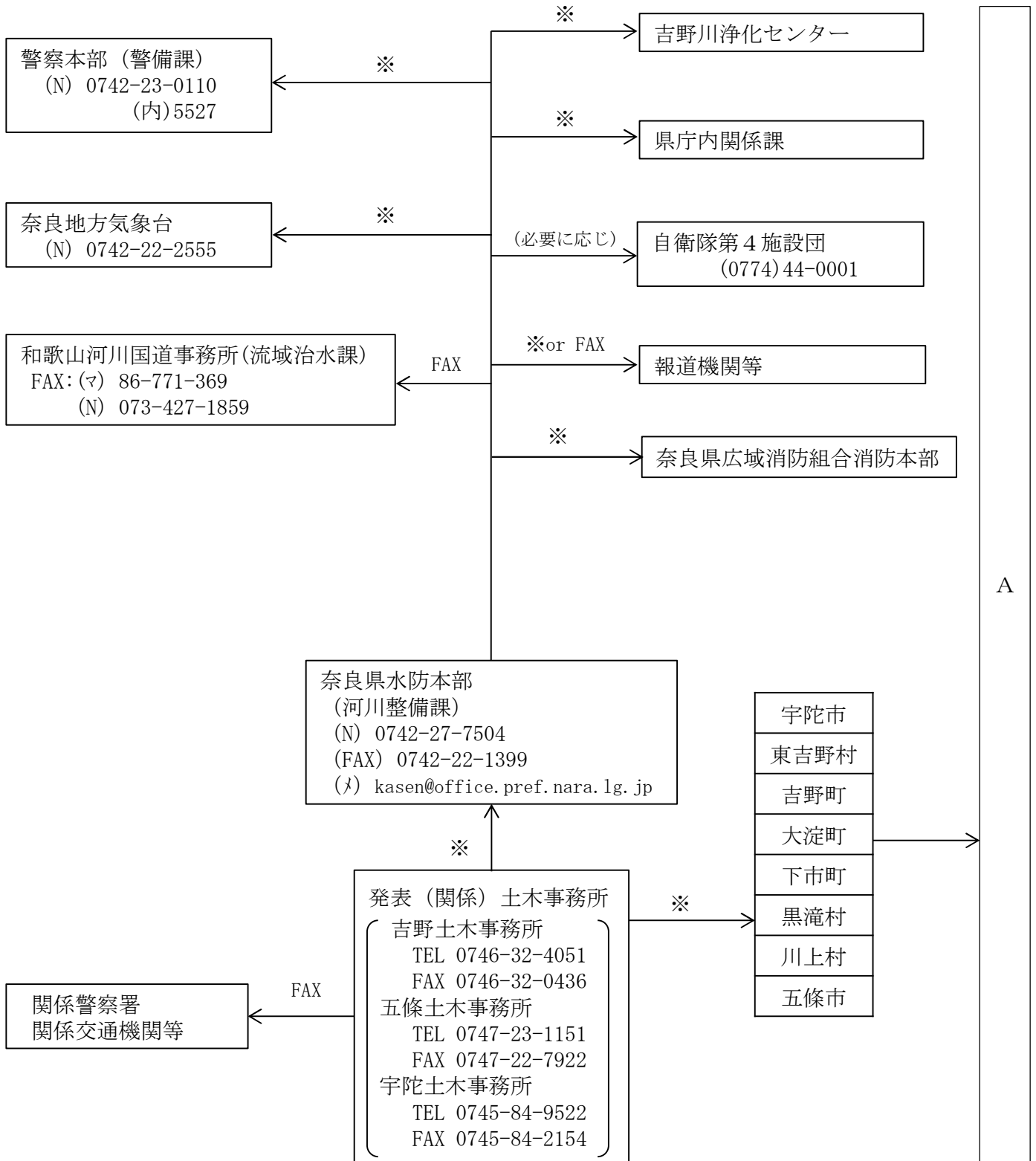
※：一斉通信システム



A：住民・消防団・ダム・井堰・排水門・取水門扉等管理者（河川占用者）・溜池管理者

③紀の川水系各河川

※：一斉通信システム



A：住民・消防団・ダム・排水門・取水門扉等管理者（河川占用者）・溜池管理者

(注) 発表土木事務所は管内の関係水防管理団体・警察署・交通機関等へ通報する。
発表土木事務所から通報を受けた水防本部は関係土木事務所・水防管理団体へ連絡する。
関係土木事務所は管内の関係警察署・交通機関等へ連絡すること。

2. 水位周知河川における水位到達情報

(1) 国土交通大臣が指定した河川

知事は、国土交通大臣が指定した河川について国土交通大臣から氾濫危険水位（法第13条に規定される洪水特別警戒水位）到達情報の通知を受けたときは、その旨を水防管理者（市町村長）及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させるものとする。

①対象河川

国土交通大臣の指定する河川（国土交通省河川事務所長発表）

曾我川、佐保川

②伝達経路

水防警報と同様の経路で伝達する（第9章、1の(4)参照）。

更に、水防法13条の3に基づき、国土交通省河川事務所より市町村へ直接通知される。

③発表様式

情報伝達様式、基準等編 3. 参照

(2) 知事が指定した河川

知事は、自らが指定した河川について、水位が氾濫危険水位（法第13条に規定される洪水特別警戒水位）に達したときは、その旨を水防管理者（市町村長）及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させるものとする。

①対象河川

奈良県知事の指定する河川（県土木事務所長発表）

大和川水系18河川 … 大和川・葛下川・竜田川・富雄川・曾我川・高田川・葛城川
高取川・飛鳥川・寺川・佐保川・高瀬川・秋篠川・布留川・米川・地藏院川
岩井川・能登川

紀の川水系3河川 … 紀の川・丹生川・高見川

淀川水系2河川 … 宇陀川・芳野川

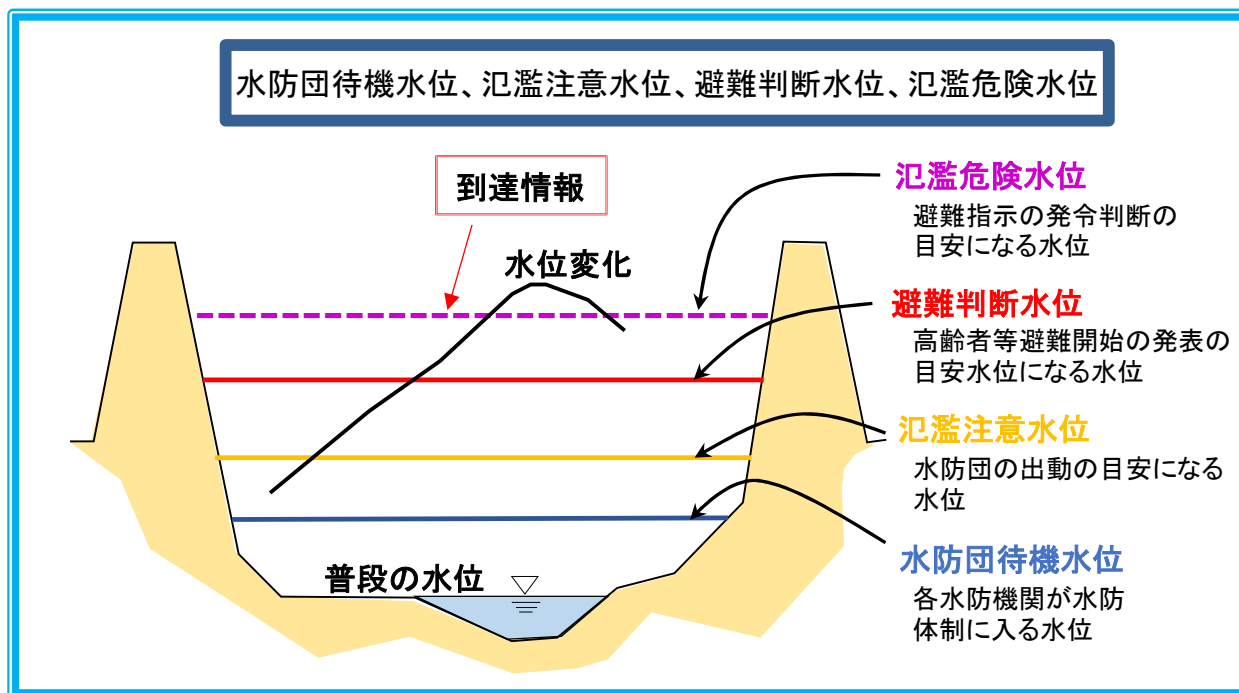
（第9章、1の(3)の②参照）

②伝達経路

水防警報と同様の経路で伝達する（第9章、1の(5)参照）。

③発表様式

情報伝達様式、基準等編 2. 参照



3. 洪水予報河川における洪水予報

知事は、国土交通大臣が指定した河川(洪水予報河川)について洪水予報の通知を受けたときは、水防管理者(市町村長)及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知するものとする。

(1) 発表する情報の種類、発表基準

洪水予報の種類等とそれぞれの発表基準(臨時の洪水情報は除く)は、次表を基本とする。臨時の洪水予報については、氾濫発生情報、氾濫危険情報または氾濫警戒情報の発表中等に、今後河川氾濫の危険性が高い場合において、発表されている大雨特別警戒の警報等への切り替え時に河川氾濫に関する情報として発表する物とする

種類	情報名	発表基準
「洪水警報(発表)」 又は 「洪水警報」	「氾濫発生情報」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫が発生したとき ・ 氾濫が継続しているとき
	「氾濫危険情報」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫危険水位に到達したとき ・ 氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき
	「氾濫警戒情報」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・ 避難判断水位に到達し、氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・ 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 避難判断水位に到達していない場合で、氾濫危険水位に4時間先以降で到達する可能性がある場合は、60分の間、氾濫危険水位に到達する可能性に変わりがないことを確認した上で、氾濫警戒情報の発表を検討する ・ 避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く） ・ 氾濫危険水位に到達していない場合で、氾濫する可能性のある水位への到達を3時間先まで予測した場合
「洪水注意報(発表)」 又は 「洪水注意報」	「氾濫注意情報」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき ・ 避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき
「洪水注意報 (警報解除)」	「氾濫注意情報 (警戒情報解除)」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合（氾濫注意水位を下回った場合を除く） ・ 氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達した場合を除く）
「洪水注意報解除」	「氾濫注意情報解除」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき

注：堤防の損傷等により、氾濫のおそれが高まったと判断できる場合には、双方が協議した上この表によらずに洪水予報を発表することができる。

(2) 発表様式

情報伝達様式、基準等編 2. 参照

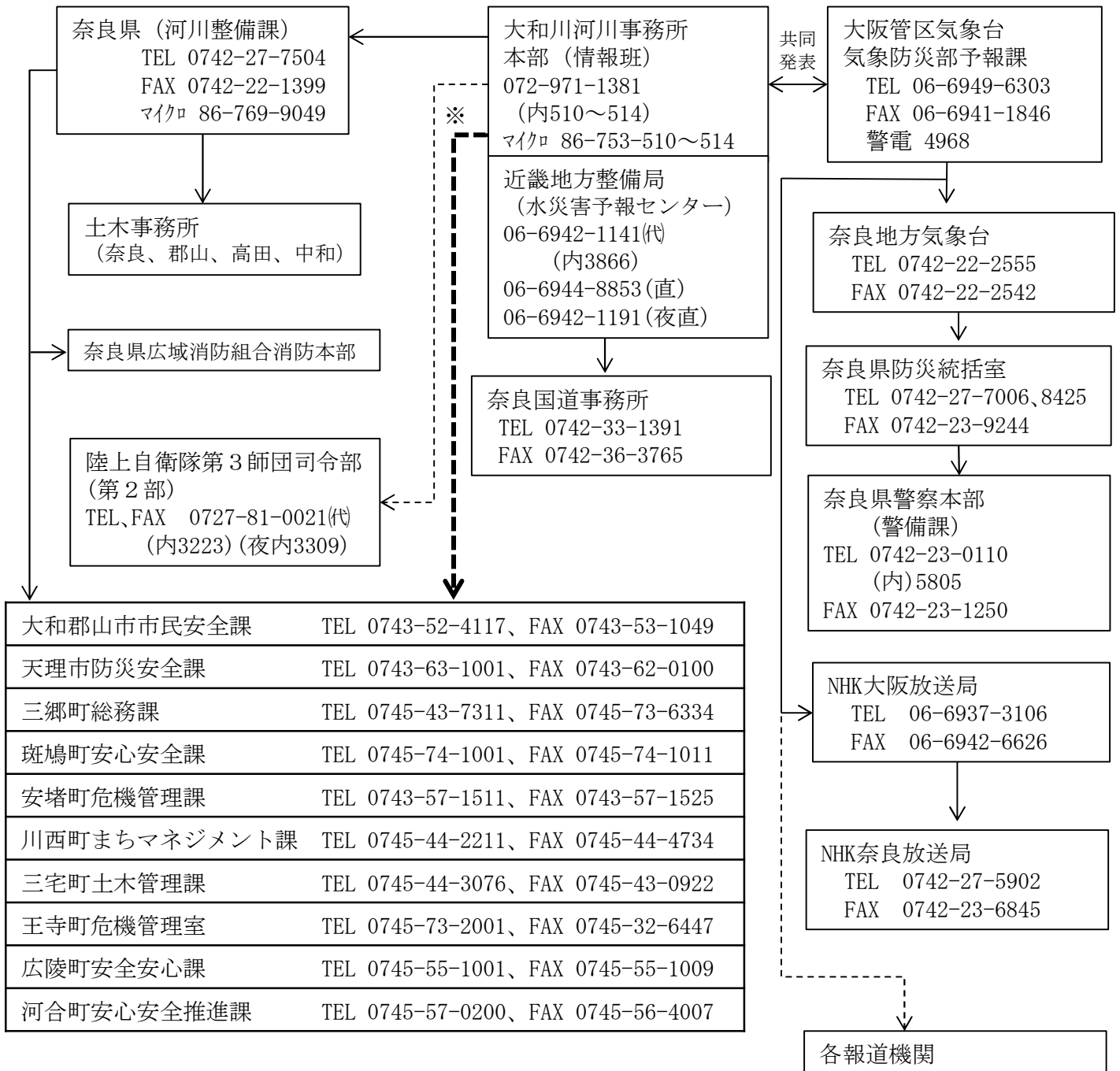
(3) 国土交通省と気象庁が共同で行う洪水予報

ア. 大和川上流洪水予報

①洪水予報実施区域

河川名	予報区域名	区 域	洪水予報基準地点
大和川	大和川上流	奈良県磯城郡川西町大字吐田字幸エ門裏970番地先吐田井堰下流端から奈良・大阪府県境まで	板東

②大和川洪水予報通信連絡系統図（奈良県関係）



————— : 専用回線 - - - - - : 専用回線以外(水防法13条の通知)
 - - - - - : 専用回線以外 ※ : 必要に応じて連絡

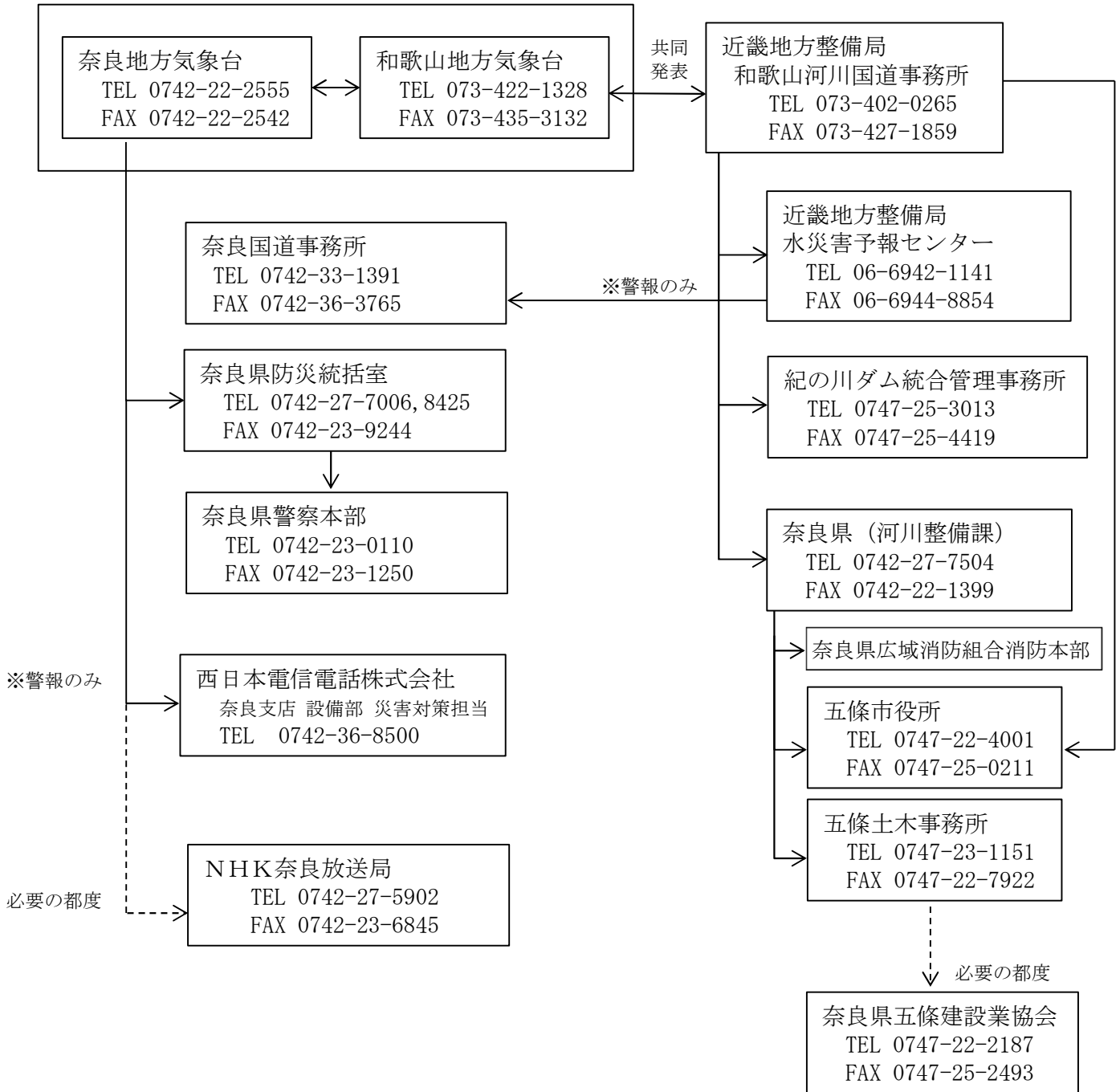
イ. 紀の川洪水予報

①洪水予報実施区域

河川	区 域	
紀の川	幹川	左岸 奈良県五條市野原東4丁目266番地先 右岸 奈良県五條市小島町550番1地先

} から海まで

②紀の川洪水予報連絡会連絡系統図（奈良県関係）

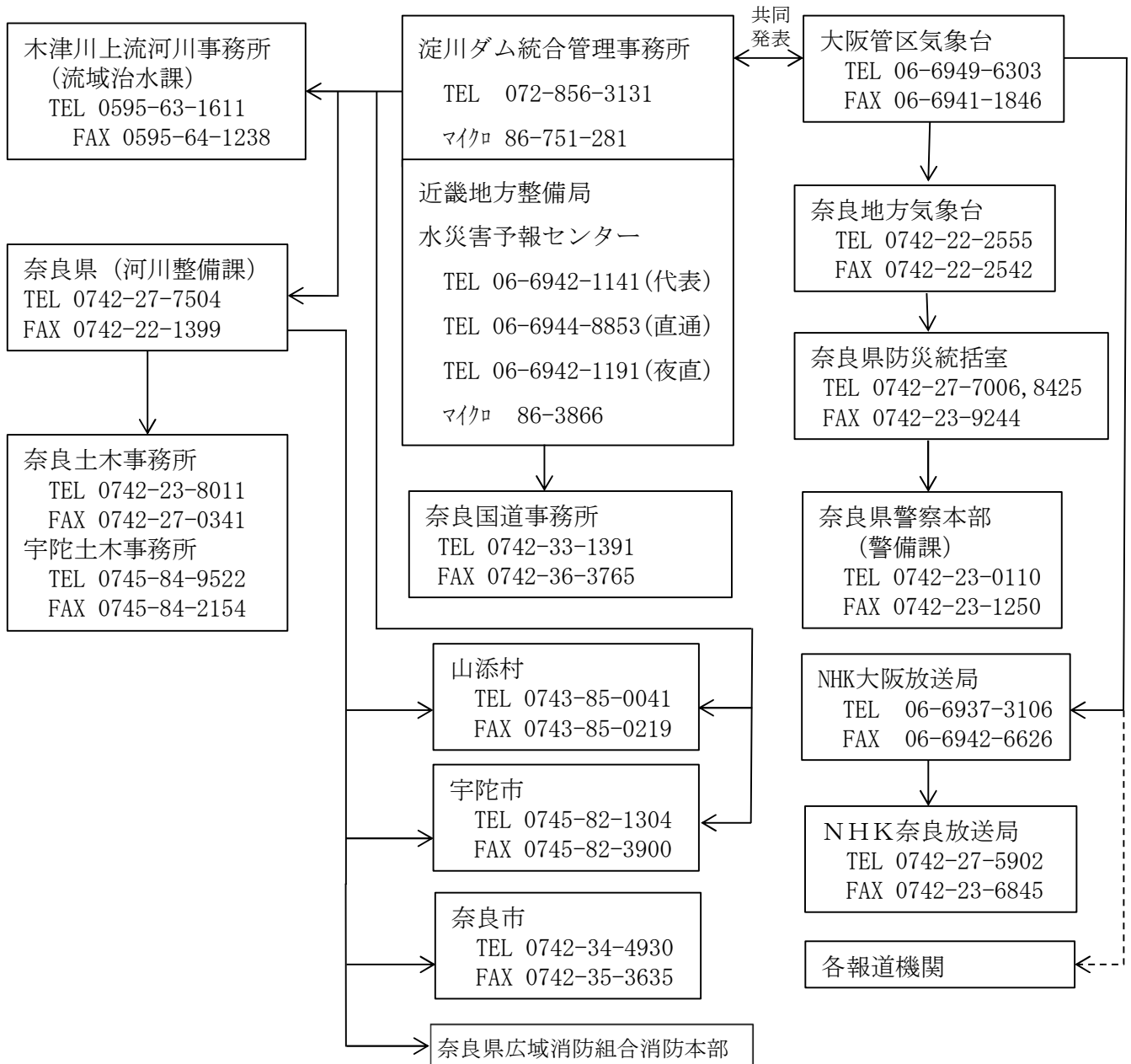


ウ. 名張川・宇陀川洪水予報

①洪水予報実施区域

河川	実施区域	
	上流端	下流端
名張川	左岸 三重県名張市大字下比奈知 松尾411番地地先 右岸 三重県名張市大字下比奈知 下垣内1186番地地先	左岸 奈良県山辺郡山添村吉田 1133番の2地先 右岸 三重県伊賀市大滝 970番地地先
宇陀川	左岸 奈良県宇陀市室生大野 1469番地地先 右岸 奈良県宇陀市室生大野 3846番地地先	名張川合流点

②名張川・宇陀川洪水予報通信連絡系統図（奈良県関係）

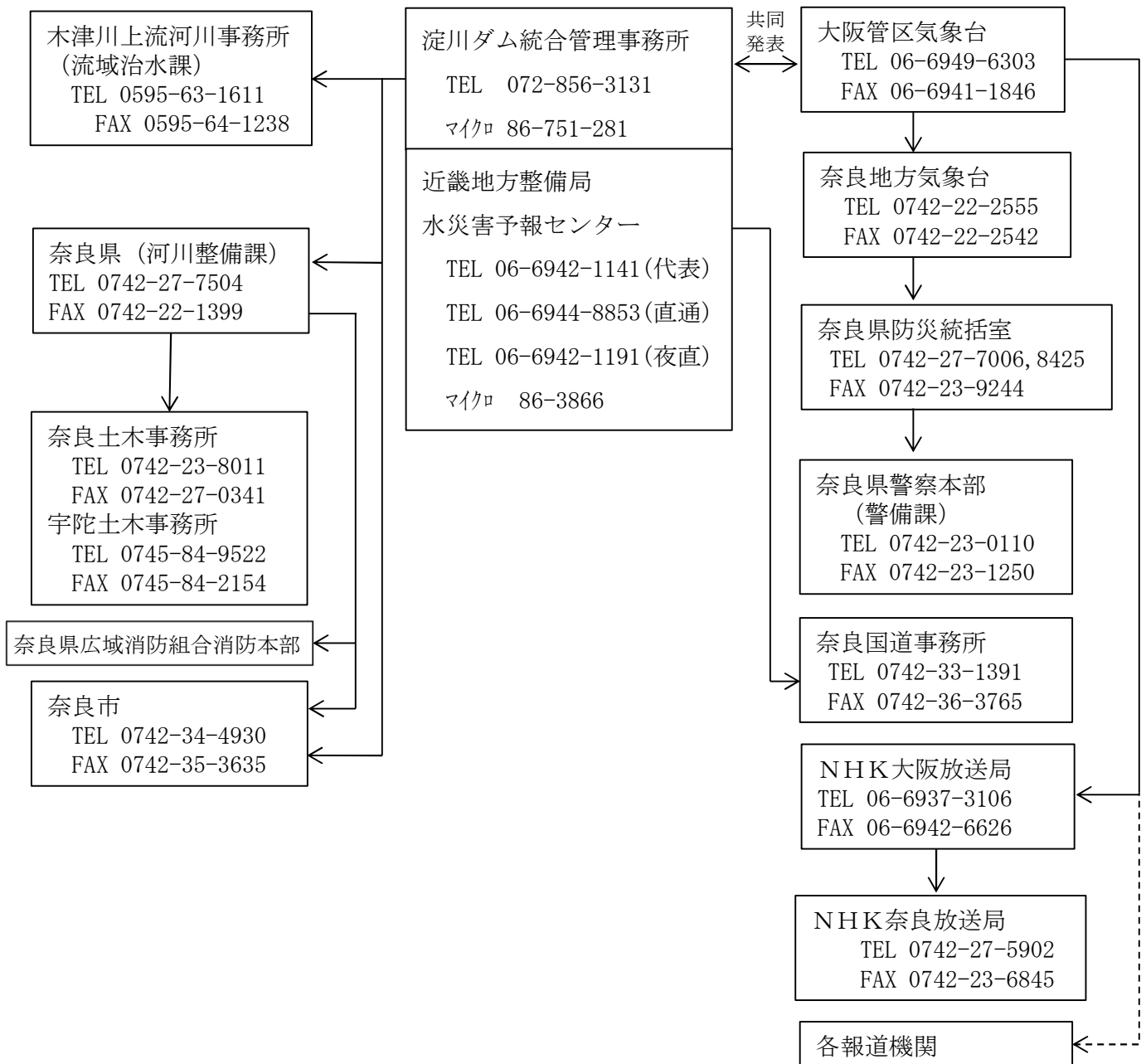


エ. 木津川洪水予報

①洪水予報実施区域

河川	実施区域	
	上流端	下流端
木津川	左岸 三重県伊賀市大内字川原 2686番地の1地先 右岸 三重県伊賀市守田町荒内大内 橋地先	左岸 京都府相楽郡笠置町笠置 字野田坂1 右岸 京都府相楽郡笠置町 大字切山小字宮毛3

②木津川洪水予報通信連絡系統図（奈良県関係）



第10章 ダム、井堰、排水門・取水門扉、調整池、溜池等の操作

ダム、井堰及び排水門・取水門扉等管理者（河川占有者）、並びに調整池、溜池等管理者は、あらかじめ、その操作責任者及び監視員並びに連絡員等を定め、平時から工作物を点検し、増水時の操作及び不意の増水に対して支障のないようにするとともに、気象警報注意報等が発表されたとき、又は河川が水防団待機水位（通報水位）又はそれ相応の水位に達した場合は、水位の変動を監視し、必要に応じて門扉等の開閉を行う。

なお、門扉等の操作状況及び危険が予想される場合は、その状況を水防管理者（市町村長）に通知し、水防管理者は、河川管理者及び農村振興課長（溜池の場合）その他関係機関に通知し、相互に密接な連絡をとり、適切な措置を講ずること。

この場合、ダム操作規定等の定めがあるときは、併せて所定の措置を講ずること。

第11章 水防用設備、資材、器具

水防上必要な設備は水防倉庫、水防資材器具、雨量計、量水標、通信機等であって、水防管理団体は次の基準により、これらの施設及び資材器具を準備しなければならない。

1. 水防倉庫、資材、器具

- (1) 水防管理団体は、水防倉庫その他代用備蓄場を設け（なるべく水防活動に便利な場所を選ぶ）、担当堤防延長に適應する資材器具を準備しておかなければならない。

資 材 器 具 品 名

資 材		器 具	
袋類（麻袋、ナイロン袋、かます等）	板 類	スコップ	のこぎり
杭	鉄 線	つるはし	かけや
シ ー ト	釘	とびくち	ペンチ
む しろ	かすがい	く わ	金 槌
縄	蛇 籠	か ま	懐中電灯
丸 太		な た	

- (2) 器具資材の確保と補充

資材の確保のため水防区域近在の資材業者の手持資材量を調査しておき、緊急時の補給に備えるとともに、器具資材の使用又は損傷により不足を生じた場合は、直ちに補充しておかなければならない。

(3) 水防管理者は、備蓄資器材では不足するような緊急事態に際して、国の応急復旧用資器材又は県の備蓄資器材を直轄河川事務所長又は現地指導班長の承認を受けて使用することができる。

(4) 県管理にかかる水防備蓄資材

- ① 県は、水防管理団体及び水防管理団体の行う水防作業に対し、緊急応援のため、貸与のための水防用資材を整備する。
- ② 現地指導班長は、非常事態に際し、水防管理者の要請によるもののうち、特に緊急なるものを選び最大の効果を上げられるよう貸与の適正に努めるとともに、貸与処理票等により処理の適正を期し、受払簿を整理すること。

2. 雨量計

(1) 水防管理者は、区域内の適当な場所に雨量計を設け、常に降雨状況を把握するよう努めると。

(2) 県及び国が設置している雨量観測所は資料編 3 - (1) (2) のとおりである。

3. 量水標

(1) 水防管理者は必要に応じて区域内の適当な場所に量水標を設置するものとする。

(2) 設置場所は、夜間あるいは相当な水位に上昇しても観測可能で、観測所から速報が可能な場所を選ぶこと。

(3) 水防団待機水位（通報水位）、氾濫注意水位（警戒水位）及び避難判断水位、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）は、横に黒線で示し、水防団待機水位（通報水位）から氾濫注意水位（警戒水位）までは無着色、氾濫注意水位（警戒水位）から避難判断水位までは黄色、避難判断水位から氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）までは赤色、氾濫危険水位以上は黒色とし、夜光塗料を塗布する。

(4) 県及び国が設置している量水標は資料編 5 - (1) (2) のとおりである。

4. 通信機

各水防管理団体は、停電時の情報確保のため、ラジオ等を備えるとともに、防災行政無線その他通信機を有する団体は常に適正な運用が行えるよう運用体制及び機器の管理に努めること。

第 12 章 輸 送

水防管理者は、あらゆる非常事態を想定し、連絡経路、資材輸送の機動力確保等について万全の措置を講じておくとともに、あらかじめ輸送業者と輸送について協定しておくものとする。

第13章 水防信号

水防に用いる信号は次のとおりとする。

		警 鐘 信 号	サ イ レ ン 信 号
第1信号	水防機関準備	○休止 ○休止 ○休止	約5秒 約5秒 ○——— 休止 ○——— 休止 約15秒 約15秒
第2信号	水防機関出動	○-○-○ ○-○-○	約5秒 約5秒 ○——— 休止 ○——— 休止 約6秒 約6秒
第3信号	居住者出動	○-○-○-○ ○-○-○-○	約10秒 約10秒 ○——— 休止 ○——— 休止 約5秒 約5秒
第4信号	居住者避難	乱 打	約1分 約1分 ○——— 休止 ○——— 休止 約5秒 約5秒
1. 信号は、適宜の時間継続すること。 2. 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用すること。 3. 危険が去ったときは、口頭伝達等により周知すること。 4. 地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防信号を発する。			

第1信号 水防団待機水位(通報水位)を超え、なお上昇のおそれがあり、巡視を強化し、資器材及び樋門の開閉等の準備を行うことを知らせるもの。

第2信号 水防団員及び消防機関に属するものが直ちに出動すべきことを知らせるもの。

第3信号 当該水防管理団体の区域内に居住するものの出動協力を知らせるもの。

第4信号 必要と認められる区域内の居住者に避難のため立退くべきことを知らせるもの。

第 14 章 決壊の通報並びに決壊後の措置

堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、直ちにその旨所轄土木事務所及び氾濫する方面の隣接水防管理団体等に通報しなければならない。

土木事務所は、水防本部、警察署その他必要な箇所に連絡するものとする。

また、決壊後といえどもできる限り氾濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

この場合、一級河川のうち国管理区間については、近畿地方整備局所轄河川事務所と緊密な連絡措置を講じ、緊急やむを得ないときは、水防団長又は消防機関の長若しくは土木事務所長において臨時の措置を講ずるものとする。

水防本部は、決壊の通報を受けたときは速やかに県防災統括室へ通知しなければならない。

第 15 章 避難のための立退

1. 洪水等により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防法第 29 条により、知事、その命を受けた職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のための立ち退きを指示することができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知するものとする。
2. 水防管理者は、避難のための立ち退きを指示した場合は、その状況を現地指導班長に速やかに報告し、現地指導班長は水防本部長に報告するものとする。
3. 水防管理者は、あらかじめ危険が予想される区域について、避難計画を作成し、避難場所、経路、収容人員、その他必要事項を定めておくとともに、危険区域との位置関係についても確認しておくこと。

第 16 章 費用負担と公用負担

1. 費用負担

水防管理団体において、その管理区の水防に要する費用は水防法第 41 条により各々当該水防管理団体が負担するものとする。

但し、他の水防団体に対する応援のために要する費用の負担は、応援を求めた水防団体が負担するものとする。

水防管理団体の水防によって、当該水防管理団体の区域の関係市町村外の市町村が著しく利益を受ける場合、利益を受ける市町村が当該水防に要する費用の一部を負担する。

2. 公用負担

(1) 公用負担

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は水防の現場において次の権限を行使することができる。

- ①必要な土地の一時使用
- ②土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用
- ③車両その他の運搬用機器の使用
- ④排水用機器の使用
- ⑤工作物その他の障害物の処分

また、水防管理者から委任を受けた者は上記①から④（②における収用を除く。）の権限を行使することができる。

(2) 公用負担の権限委任証明書

水防法第 28 条により公用負担の権限を行使する者は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長にあってはその事実を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けたものにあつては次のような証明書を携行し、必要ある場合にはこれを提示しなければならない。

公用負担の権限委任証
職名等
氏名
右の者に の区域にお ける水防法第二十八 条第一項の権限行 使を委任したることを証明する。
年 月 日
水防管理者氏名
(又は 水防団長 消防機関の長)
⑩

(3) 公用負担の証票

水防法第 28 条の規定により公用負担の権限を行使したときは、次のような証票を 2 通作成してその 1 通を目的物所有者、管理者、又はこれに準ずべき者に手渡さなければならない。

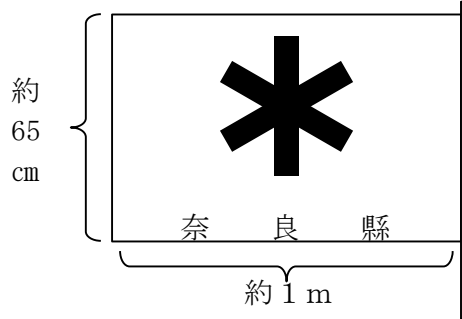
公 用 負 担 命 令 票				
物 件	数 量	負担内容 (使用、収用、処分等)	期 間	摘 要
水防法第 28 条第 1 項により使用（収用処分）する。				
年 月 日				
負担者 住所				
氏 名 殿				
命令者 氏 名 印				

第 17 章 優先通行の標識と水防職員証明

1. 優先通行標識

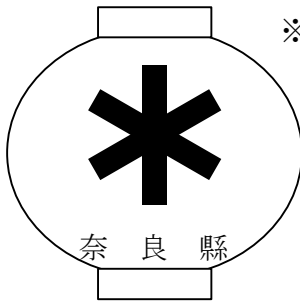
水防法第 18 条による優先通行標識は、次のとおりである。

標旗（昼間）



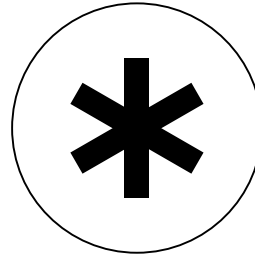
※県名、水防管理団体名又は水防団名を記入する。白地に文字は赤色とする。

標灯（夜間）



※県名、水防管理団体名又は水防団名を記入する。白地に文字は赤色とする。

標灯（夜間）自動車ヘッドライト用



※水の色は赤色とする。

2. 証明書

水防法第 49 条第 2 項にいう証明書は次のとおりである。

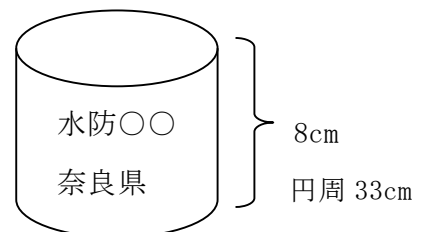
(表)

	第 号 水 防 職 員 証	
6 cm	所 属	
	職 名	
	氏 名	
	生年月日	
	本証は水防法第 49 条第 2 項の規定による立入証です。	
	年 月 日交付 奈良県知事	
	8 cm	

(裏)

心 得
1 記入以外の者の使用を禁止します。 2 本証の身分に変更があったときは、速やかに訂正を受けること。 3 本証の身分を失ったときは、直ちに返還してください。 4 水防法(抜すい)
第 49 条 都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者をして必要な土地に立ち入らせることができる。
2 都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

腕章



第18章 水防解除

水防管理者は、水位が氾濫注意水位（警戒水位）以下に減じ、水防作業及び警戒の必要がなくなったとき、これを一般に周知させるものとする。

第19章 水防記録と水防報告

1. 水防記録

水防管理者は、次の記録を作成し、保管しなければならない。

- ①天候の状況並びに警戒中の水位観測表
- ②水防活動をした河川名及びその箇所
- ③警戒出動及び解散命令の時刻
- ④水防団員及び消防機関に属する者の出動時刻及び人員
- ⑤水防作業の状況
- ⑥堤防、その他の施設の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
- ⑦使用資材の種類及び数量並びに消耗量及び員数
- ⑧法第28条の規定による公用負担下命の器具、資材の種類、数量及び使用場所
- ⑨応援の状況
- ⑩居住者出勤の状況
- ⑪警察関係の援助の状況
- ⑫現場指導の官公署氏名
- ⑬立退きの状況及びそれを指示した理由
- ⑭水防関係者の死傷
- ⑮殊勲者及びその功績
- ⑯殊勲水防団とその功績
- ⑰今後の水防について考慮を要する点、その他水防管理団体の所見

2. 水防報告

水防活動者は、水防活動が終結したときは、その状況を水防活動報告様式（情報伝達様式、基準等 7 参照）により、水防活動実施後 10 日以内に所轄土木事務所長を経由して水防本部長に報告するものとする。水防本部長はこれらの報告について近畿地方整備局に速やかに報告するものとする。

第 20 章 協力、応援並びに隣接府県との協定

1. 河川管理者の協力

河川管理者近畿地方整備局長及び奈良県知事は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

＜河川管理者の協力が必要な事項＞

- (1) 水防管理団体に対して、河川に関する情報（水位、雨量）の提供（第 8 章「3. 情報交換の徹底」を参照）
- (2) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の貸与（第 11 章「1. 水防倉庫、資材、器具」を参照）
- (3) 堤防又はダムが決壊したとき又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したとき、河川管理者による関係者及び一般への周知（第 14 章「決壊の通報及び決壊後の措置」を参照）
- (4) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加（第 23 章「水防訓練」を参照）

2. 応援

- (1) 水防本部長は、緊急の必要ある場合、現地指導班長へ応援その他について指示し、又は応援の派遣等の措置をとる。
- (2) 水防管理者は、水防のため緊急の必要があるときは、他の水防管理者又は市町村若しくは消防長に対して応援を求めることができる。応援を求められた者は、できる限りその求めに応じなければならない。（水防法第 23 条第 1 項）

応援のため派遣された者は、水防については応援を求めた水防管理者の所轄のもとに行動するものとする。（水防法第 23 条第 2 項）

なお水防管理者は、相互に水防作業、応援の派遣が円滑、迅速にできるよう近接管理団体と協定する。協定の内容は管轄土木事務所に一部送付する。

(3) 警察官の応援

水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して警察官の出動を求めることができる。（水防法第 22 条）

なお水防管理者は、警察と連携を緊密にし、緊急事態発生の場合の混乱を防ぐものとする。

(4) 自衛隊の災害派遣要請

天災地変その他の災害に際し県民の人命または財産の保護のため自衛隊法(昭和 29 年法律第 165 号) 第 83 条の規定に基づく自衛隊の部隊等の派遣要請は次の事項に基づき実施する。

なお、水防管理者が知事（防災統括室）に要請依頼する場合は、併せて現地指導班長に通知

し、現地指導班長は水防本部（河川整備課）に通知すること。

① 災害派遣の適用範囲

ア．災害が発生し、知事が人命または財産の保護のため必要があると認めた場合の知事の要請に基づく部隊等の派遣

イ．災害に際し、まさに被害が発生しようとしている場合における知事の要請を受け事態やむを得ないと認めたときの部隊等の派遣

ウ．災害に際し、その事態が突発的で特に緊急を要し、知事から派遣要請を待ついとまがないと認めて、知事からの要請を待たないで第4施設団長自らの判断に基づく部隊等の派遣

エ．庁舎等防衛省の施設、またはその近傍に火災その他の災害が発生した場合における部隊等の長の自主的判断に基づく部隊等の派遣

② 災害派遣に関する部隊等の活動

災害の状況、他機関等の活動状況、部隊等の人員、装備等の現況により異なるが人命救助を優先して次の活動を行う。

ア．災害発生前の活動

偵察および連絡（班）等の派遣

(ア) 偵察（班）

第4施設団長は平時より災害派遣のための基礎的情報を収集するとともに、特に災害発生が予想される直前の情報収集を重視し、災害発生予想地域に対し偵察班を派遣して現地の状況を偵察させ、また関係機関等との協力を密にし有効な情報の収集活動を実施する。

(イ) 連絡（班）

知事の要請、または第4施設団長の判断に基づき県災害対策本部に連絡班を派遣し、情報の収集及び部隊派遣等の連絡調整を行う。

状況によりさらに幕僚を増派する場合もある。

イ．出動準備態勢への移行

第4施設団においては、災害発生が予想される場合は部隊本部に指揮所を開設し、情報収集等を強化するとともに、部隊の編成、器材等の準備および管理支援態勢等初動態勢を整える。

ウ．災害発生後の活動

(ア) 被害状況からの把握

知事等から要請があったとき、また第4施設団長が必要と認めたときは、車輛、航空機等による被害の状況の偵察を行う。

(イ) 避難の援助

避難命令等により避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い避難を援助する。

(ウ) 避難者の搜索救助

死者、行方不明者、傷者等が発生した場合は、それらの搜索救助作業を行う。

(エ) 水防活動

堤防護岸等の防護および、その破壊等に対して所要の水防作業を行う。

(オ) 消防活動

利用可能な消火・防火用具をもって消防機関に協力し、消防活動を行う。

(カ) 道路運行、水路航行の確保

道路または水路等が損壊し、もしくは障害物がある場合に進路、水路の確保を図る。

(キ) 診療、防疫、防虫害防除等の支援

特に要請があった場合には、被災者の応急診療、防疫、防虫防除等の支援を行う。ただし、薬剤等は通常公共団体等の提供を受け使用する。

(ク) 通信支援

特に要請があった場合、または第4施設団長が認める場合は、災害派遣部隊の任務の達成に支障をきたさない限りにおいて支援を行う。

(ケ) 人員及び物資の緊急輸送

特に要請があった場合、または第4施設団長が必要と認めた場合、救急患者、医師、その他救助活動に必要な人員および救援物資の緊急輸送を行う。

この場合、航空機による輸送は特に緊急を要し、他に手段がないと認められるものについて上級司令部に上申申請して行う。

(コ) 炊飯及び給水の支援

特に要請があった場合、または第4施設団長が必要と認める場合、炊飯及び給水の支援を行う。

(サ) 交通規制の支援

主として自衛隊車輛の交通がふくそうする地点において自衛隊車輛を対象として交通規制の支援を行う。

(シ) その他

その他の臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては所要の措置をとる。

③ 情報の交換

県は災害が発生し、または発生するおそれがある場合は各種情報を把握し、自衛隊と情報の交換をするものとする。

④ 災害派遣要請手続

ア. 自衛隊の災害派遣の要請は知事が行うものとし、市町村が派遣の必要を認めるときは、県に要求するものとする。

ただし、通信の途絶等により市町村が県に対し災害派遣の要請を要求できない場合には、市町村長はその旨及び災害の状況を防衛大臣又は第4施設団長に対して通知することができる。

イ. 県は次の手順により災害派遣要請手続を実施するものとする。

派遣要請先

(ア) 第4施設団長（主として陸上自衛隊等に関する場合）

京都府宇治市広野町風呂垣外1-1

電話 0774-44-0001（第3科防衛班 内線 236、夜間は当直室 内線 212）

(イ) 航空自衛隊奈良基地司令（主として航空自衛隊に関する場合）

奈良市法華寺町 1578

電話 0742-33-3951

調整先 幹部候補生学校 電話 0742-33-3951（内線 211）

⑤ 派遣部隊等の受け入れ態勢

自衛隊の災害派遣が決定した場合は部隊等の効果的な活動を期待するため、次により受け入れ態勢を整えるものとする。

ア. 知事は関係機関と協議し、次の事項について計画を立てておくものとする。

(ア) 部隊担任の作業計画

(イ) 所要資材の確保

(ウ) 部隊との連絡責任者、連絡場所および方法等

(エ) 宿泊施設の場所および収容能力、付帯設備等

イ. 県防災統括室は、派遣部隊の誘導、市町村およびその他関係機関等との連絡等のため県職員を指名し派遣部隊に同行させるものとする。

県連絡員は、作業の状況等について県災害対策本部に報告するものとする。

ウ. 経費の負担区分

災害派遣部隊の活動に要する経費については、原則として市町村が負担するものとし、市町村において負担するのが適当でないものについては県がそれぞれ負担するものとする。

(ア) 災害派遣部隊の宿泊施設等の借上料、損料、光熱水費、電話料および付帯設備料。

(イ) (ア) に規定するもののほか必要経費で協議の整ったもの。

⑥ 災害派遣部隊の撤収要請

知事は撤収要請を行う場合は、各関係機関の長および災害派遣部隊の長ならびに自衛隊連絡班と緊急に調整し、文書をもって撤収の要請を行う。

⑦ 市町村地域防災計画で定める事項

災害時における自衛隊の災害派遣要請に関しては、次の事項を具体的に定めるものとする。

ア. 派遣要請方法

イ. 災害派遣部隊の受け入れ態勢

(ア) 受け入れ準備の計画樹立

i 作業計画

ii 連絡責任者の氏名

iii 宿泊施設等の準備

(イ) 派遣部隊到着時の措置

i 派遣部隊と作業計画等の協議

ii 県知事への報告

ウ. 派遣部隊の撤収要請

⑧ 要請の様式

ア. 派遣要請

文 書 番 号
令和 年 月 日

陸上自衛隊第4施設団長 殿

奈 良 県 知 事 名

自衛隊災害派遣について（要請）

自衛隊法第83条により下記のとおり災害派遣を要請します。

1. 災害の状況および派遣を要請する事由
2. 派遣を希望する期間
3. 派遣を希望する区域および活動内容
4. その他参考となるべき事項

イ. 撤収要請

文 書 番 号 令和 年 月 日
陸上自衛隊第4施設団長 殿
奈 良 県 知 事 名
自衛隊災害派遣部隊の撤収について（要請）
自衛隊法第83条により災害派遣を要請しましたが、応急作業が一応終わりましたので、下記のとおり撤収をお願いします。
記
1. 撤収要請日時
2. 災害派遣人員及び従事作業内容
3. その他参考となるべき事項

3. 隣接府県との協定

(1) 大阪府との協定

大和川上流奈良県下における水防管理者と下流大阪府下の水防管理者との間における水防上の情報交換応援等につき大阪府と次の協定をする。

- ① 奈良県下における大和川の堤防が決壊又は水があふれる危険がある場合は、直ちに下流関係水防管理者に通報するとともにその後の情報連絡をとる。
- ② 前項の相互情報連絡箇所を次のとおり定める。
連絡先 高田土木事務所（電話 0745-52-6144）
八尾土木事務所（電話 072-994-1515）
- ③ 上下流各水防管理者から応援を求められたときは、水防法第23条に基づいて行動する。

(2) 和歌山県との協定

- ① 奈良県下における吉野川（紀の川）の堤防が決壊又は水があふれる等の危険のある場合は、下記連絡箇所に通報するとともにその後の情報連絡をとる。
- ② 前項の相互情報連絡箇所を次のとおり定める。
奈良県下は五條土木事務所（電話 0747-23-1151～2）
和歌山県下は伊都振興局建設部（電話 0736-33-4934）
- ③ 上下流各水防管理者から応援を求められたときは、水防法第23条に基づいて行動する。

第 21 章 通 信

1. 奈良県防災行政通信ネットワークによる非常通信取り扱い

(1) 奈良県防災行政通信ネットワークシステム運用管理規定に定める方法により運用すること。

2. 警察電話の使用扱い

(1) 使用範囲は水防事務に限ること。

(2) 使用方法は、県警本部又は警察署を公衆で呼び、水防事務であることを申し出て県警本部交換を通じ水防本部に接続すること。

第 22 章 水防管理団体の水防計画

水防管理団体の水防計画は、水防の目的を完全に達成するため、組織の整備、資器材、通信施設の充実及び通信連絡方法の合理的な運用を図るとともに、特に現地に即したあらゆる事態を想定して、具体的に定めるものであり、水防計画作成の手引き（水防管理団体版）を参考にして作成する。

第 23 章 水防訓練

指定水防管理団体は、毎年 1 回以上なるべく出水期前に、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を実施し、水防技術の向上を図るものとする。

非指定の水防管理団体においても、指定水防管理団体に準じて水防訓練を実施するよう努めるものとする。

第 24 章 洪水浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

1. 洪水浸水想定区域の指定

国土交通省及び県は、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町村長に通知するものとする。

洪水浸水想定区域の指定、縦覧場所、関係市町村は、次のとおりである。

① 水位周知河川

水系名	河川名	浸水想定区域 公表時点	縦覧場所	関係市町村
大和川	大和川	H31.3.26	河川整備課 奈良土木事務所 郡山土木事務所 中和土木事務所	大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、安堵町、川西町、三宅町、田原本町
	葛下川	H31.3.26	河川整備課 高田土木事務所	大和高田市、香芝市、葛城市、王寺町、河合町、上牧町
	竜田川	H31.3.26	河川整備課 郡山土木事務所	生駒市、平群町、斑鳩町
	富雄川	H31.3.26	河川整備課 奈良土木事務所 郡山土木事務所	奈良市、大和郡山市、生駒市、斑鳩町、安堵町
	曾我川	H31.3.26	河川整備課 高田土木事務所 中和土木事務所 吉野土木事務所	大和高田市、橿原市、御所市、川西町、三宅町、田原本町、高取町、広陵町、河合町、大淀町
	高田川	H31.3.26	河川整備課 高田土木事務所	大和高田市、葛城市、広陵町、河合町
	葛城川	H31.3.26	河川整備課 高田土木事務所 中和土木事務所	大和高田市、橿原市、御所市、葛城市、三宅町、田原本町、広陵町、河合町
	高取川	R2.3.27	河川整備課 高田土木事務所 中和土木事務所	大和高田市、橿原市、川西町、三宅町、田原本町、明日香村、高取町、広陵町、河合町
	飛鳥川	H31.3.26	河川整備課 郡山土木事務所 高田土木事務所 中和土木事務所	橿原市、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、明日香村、広陵町、河合町
	寺川	H31.3.26	河川整備課 奈良土木事務所 郡山土木事務所 高田土木事務所 中和土木事務所	天理市、橿原市、桜井市、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、河合町
	佐保川	R2.3.27	河川整備課 奈良土木事務所 郡山土木事務所	奈良市、大和郡山市
	高瀬川	R2.3.27	河川整備課 奈良土木事務所 郡山土木事務所	奈良市、大和郡山市、天理市
	秋篠川	H31.3.26	河川整備課 奈良土木事務所 郡山土木事務所	奈良市、大和郡山市

	布留川	H31.3.26	河川整備課 奈良土木事務所 郡山土木事務所 中和土木事務所	大和郡山市、天理市、川西町、田原本町
	米川	H31.3.26	河川整備課 中和土木事務所	橿原市、桜井市、田原本町
	地蔵院川	H31.3.26	河川整備課 奈良土木事務所 郡山土木事務所	奈良市、大和郡山市
	岩井川	R2.3.27	河川整備課 奈良土木事務所	奈良市
	能登川	H31.3.26	河川整備課 奈良土木事務所 郡山土木事務所	奈良市、大和郡山市
紀の川	紀の川	H31.3.26	河川整備課 吉野土木事務所 五條土木事務所	五條市、吉野町、大淀町、下市町、川上村
	丹生川	R2.3.27	河川整備課 吉野土木事務所 五條土木事務所	五條市、下市町、黒滝村
	高見川	R2.3.27	河川整備課 宇陀土木事務所 吉野土木事務所	吉野町、東吉野村
淀川	宇陀川	H31.3.26	河川整備課 宇陀土木事務所	宇陀市
	芳野川	R2.3.27	河川整備課 宇陀土木事務所	宇陀市

② 水位周知河川以外の河川

令和4年3月29日公表

水系名	河川数
大和川	5 河川

令和5年5月30日公表

水系名	河川数
大和川	136 河川
紀ノ川	59 河川
淀川	65 河川
新宮川	25 河川

上記は奈良県 HP で公表している

奈良県 HP 公表アドレス : <https://www.pref.nara.jp/15310.htm>

2. 洪水浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

市町村防災会議は、洪水浸水想定区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、当該洪水浸水想定区域ごとに、少なくとも次に掲げる事項について定めるものとする。また、洪水浸水想定区域外においても、これに準じて定めるよう努めるものとする。

① 洪水予報、水位到達情報の伝達方法

② 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

③ 洪水浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
ア. 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があると認められるもの

イ. 要配慮者利用施設（主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの

ウ. 大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であって国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（大規模工場等）でその洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（所有者又は管理者からの申出があった施設に限る。）

3. 洪水ハザードマップ

洪水浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、市町村地域防災計画において定められた上記2①②③に掲げる事項（土砂災害計画区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項に規定する土砂災害警戒区域をその区域に含む市町村にあっては、同法第8条第3項に規定する事項のうち洪水時において同法第2条に規定する土砂災害を防止するため必要と認められる事項を含む。）を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配布その他の適切な方法により、各世帯に提供するものとする。

また、市町村は、洪水ハザードマップに記載した事項を、ホームページへの掲載その他適切な方法により、住民が提供を受けることができる状態にしておくものとする。

4. 予想される水災の危険の周知等

市町村長は、洪水予報河川等以外の河川のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を水害リスク情報として把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、浸水実績等を地図上に示した図面の公表、浸水実績等を付加した洪水ハザードマップの公表、町中の

看板・電柱等への掲示等により住民等に周知することとする。図面等を公表する場合は、住民への各戸配布やインターネット上での公表等により行うこととする。

5. 地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等

市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市町村長に報告するとともに、公表するものとする。また、地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止のための訓練を行うものとする。さらに、自衛水防組織を置き、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告するものとする。

市町村は、市町村地域防災計画において、地下街等の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

6. 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

水防法第15条第1項の規定により市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市町村長に報告するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を実施するものとする。さらに、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

市町村は、市町村地域防災計画において、要配慮者利用施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

7. 大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等

水防法第15条第1項の規定により市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

市町村は、市町村地域防災計画において、大規模工場等の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

8. 浸水被害軽減地区

水防管理者は、輪中堤防等が存する土地等の区域が浸水の拡大を抑制する効用を有すると認めるときは、これを浸水被害軽減地区として指定できるものとする。

第25章 水防協力団体

1. 水防協力団体の指定、監督、情報の提供

水防管理団体は、下記に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。また、水防管理団体は水防協力団体が適正かつ確実な実施を確保するため水防計画に位置付けるとともに、その業務について報告させることができる。なお、国、都道府県及び水防管理団体は水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報提供、指導若しくは助言をするものとする。

2. 水防協力団体の業務

- (1) 水防上必要な監視、警戒その他の水防活動の協力
- (2) 水防に必要な器具、資材又は設備の保管、提供
- (3) 水防に関する情報又は資料の収集、提供
- (4) 水防に関する調査研究
- (5) 水防に関する知識の普及、啓発
- (6) 前各号に附帯する業務

3. 水防協力団体の水防団等との連携

水防協力団体は、水防団との密接な連携の下に前項の業務を行わなければならない。また、水防協力団体は、毎年水防団及び消防機関が行う水防訓練に参加するものとする。

4. 水防協力団体の申請・指定及び運用

水防管理団体は、水防協力団体指定要領を作成し、水防協力団体の申請があった場合は、指定要領を参考として指定することとする。また指定の際は、合わせて水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

水防協力団体の業務の運用にあたっては、業務が適正かつ確実に行われるように、活動実施要領の内容を水防管理団体の水防計画に規定する。